令和5年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録 (1日目)

1. 招集年月日 令和5年9月19日(火曜日) 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和5年9月19日(火曜日) 午前10時00分

4. 出席議員(10名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永 田 勝 美 君	5	長谷川忠君	6	阿 部 豊 君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員(なし)

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職名	氏 名	職名	氏 名	職名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	大平弘明君	事 業 理 事	今道晋次君	総務課長	落合健治君
庁舎建設室長	山本勝憲君	税財政課長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
建設課長	山村輝明君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	作永善則君	水道課長	安達伸男君
会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君		

7. 職務のための出席者職氏名

職名	氏 名	職名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	濱 野 聡 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 1 議長出席会議報告
 - (1) 令和5年度 長崎県西九州自動車道建設促進期成会 総会
 - (2) 令和5年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 総会
 - (3) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動(長崎県知事)
- 2 議員派遣結果
 - (1) 長崎県町村議会議長会主催 新議員研修会
 - (2) 令和5年度 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道 建設促進協議会 理事会
 - (3) 長崎県町村議会議長会主催 県下町村議会議員研修会
 - (4) 令和5年度 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道 建設促進協議会 総会
 - (5) 全国市町村国際文化研修所主催 令和5年度 市町村議会議員研修[2日間コース] 「自治体予算を考える」
 - (6) 長崎県町村議会議長会主催 委員長研修会
 - (7) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動

日程第4 行政報告

- (1) 報告第10号 令和4年度決算に基づく佐々町健全化判断比率及び資金不足比率の報告 の件
- (2) 令和5年度 松浦鉄道自治体連絡協議会総会について
- (3) 令和5年度 第1回西九州させぼ広域都市圏協議会について

日程第5 広域連合議会議員報告

(1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

日程第6 委員会報告

- 1 総務厚生委員会
 - (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② その他緊急を要する事案について
- 2 産業建設文教委員会
 - (1) 所管事務調查
 - ① 学校・社会教育及び整備について
 - ② 入札制度について
 - ③ 条例等について
 - ④ その他緊急を要する事案について
- 3 議会運営委員会
 - (1) 所管事務調査
 - ① 議長の諮問に関する事項について

- 4 新庁舎建設に関する調査特別委員会
 - (1) 特別委員会調査
 - ① 新庁舎建設に関する調査について

日程第7 一般質問

- (1) 4番 永田 勝美 議員
- (2) 2番 川副 剛 議員
- (3) 8番 橋本 義雄 議員

日程第8 発議第5号 決算審査特別委員会の設置について

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長(淡田 邦夫 君)

おはようございます。

ただ今から、令和5年9月第3回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

皆様、おはようございます。

本日、令和5年9月佐々町議会第3回の定例会を招集いたしましたところ、皆様方には全員 出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様御存じのとおり、気候変動の影響によりまして、近年発生するリスクが高まっております自然災害、ことしも多くの大型台風とか、記録的な豪雨が全国各地で発生をしまして、予測できないような状況が続いているわけでございます。これまでの常識が通用しない時代に突入し、自然災害を避けて通れなくなったのではないかと考えております。

また、心配しておりました台風12号についても、熱帯低気圧に変わりまして、直接的な影響はございませんでしたが、今後しばらく台風発生が予測されますので、今後の情報に十分注意をしながら、早めの適切な対応を考えたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

秋雨前線の影響で、皆さん御存じのように、15日に線状降水帯が発生いたしまして、大雨警報が発令されましたので、災害警戒本部を設置し、大雨による土砂災害の危険があるため、警戒をするため、レベル3の高齢者等避難を発令いたしまして、危険と判断しまして、佐々町公民館に避難所を設置いたしました。その後、避難所につきましては、15日午後6時15分に閉鎖を行いまして、避難者は全体で3世帯、6名の方が避難をされました。発表されました大雨情報は、15日の午後9時4分に解除となりまして、災害警戒本部もあわせて解散をしております。

再び、17日には大雨警報が発令されましたので、災害警戒本部を設置し、午前7時に警戒レベル3の高齢者等避難を発令いたしました。発表されました避難所開設でございますが、全体で1名の方が避難をされているわけでございます。発表されました大雨警報は、18日の午前7時43分に解除となりまして、災害警戒本部も合わせて解散し、避難所も閉鎖を行いました。

13日から18日まで連続雨量が374.5ミリ、時間最大雨量は、17日の午前4時25分から5時25分

の45.5ミリということになっておりますが、幸いにも町内では大きな災害等が発生しておりません。今後、このことについても十分注意しながらやっていかなければならないと思っていますので、皆さん方にもよろしくお願い申し上げます。

今回、議案につきましては、18件の提案をしておりますので、議員の皆様方には御理解をいただき、それぞれに御決定をいただきますようにお願いを申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

本日の出席議員は全員出席です。これより本日の会議を開きます。

― 日程第1 会議録署名議員の指名 ―

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、永安文男君、8番、橋本義雄君を 指名します。

― 日程第2 会期の決定 ―

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第2、会期の決定を行います。

9月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、9月19日、本日から10月12日までの24日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

9月19日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。

1番目に、議長出席会議報告3件。

2番目に、議員派遣結果7件の報告を私のほうから行います。

次に、行政報告です。3件の報告を町長からお願いいたします。

次に、広域連合議会議員報告ですが、1件の報告を永田議員からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査、3番目に議会運営委員会所管事務調査、4番目に新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査の報告をそれぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙、質問通告書一覧表のとおり、3名の方からの質問です。

次に、発議です。発議第5号の1件です。

審議終了後、散会となります。

9月20日、本会議の2日目です。議案審議です。議案第51号から議案第64号までの14議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

審議終了後、散会となります。

9月21日、本会議の3日目です。20日に引き続き議案審議です。議案第65号から議案第67号までの3議案です。上程順位は、議案番号順の上程を予定しています。

次に、諮問第1号の1件です。

次に、発議第6号と発議第7号の2件です。

次に、請願第1号の1件となります。審議終了後、散会となります。

10月12日、本会議の4日目です。決算審査特別委員会に付託された事件の議案第53号から議

案第59号までの7議案について、決算審査特別委員会委員長から一括報告をいただく予定です。 続きまして、閉会中の委員会継続調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議案の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、予め御了承 をいただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は9月19日、20日、21日、10月12日です。

お諮りします。本定例会の会期は、9月19日、本日から10月12日の24日間に決定することに 異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は9月19日、本日から10月12日の24日間 に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

― 日程第3 諸般の報告 ―

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の3件を私のほうから行います。

諸般の報告、資料1です。

諸般の報告、1件目は、資料の1ページから7ページです。令和5年度長崎県西九州自動車 道建設促進期成会総会が令和5年7月14日、松浦市文化会館で開催され、議事として、2ペー ジの令和4年度事業報告、3ページから4ページの令和4年度収支決算について、原案のとお り承認可決されました。

5ページの令和5年度事業計画(案)、5ページから6ページの令和5年度収支予算(案)について、それぞれ原案可決され、6ページの決議案が採択されております。

2件目は、資料9ページから25ページです。令和5年度松浦鉄道自治体連絡協議会総会が令和5年7月24日、佐世保市役所5階庁議室にて開催、議事として、10ページから12ページまでの令和4年度事業報告、13ページから14ページまでの令和4年度収支報告及び監査報告について、原案のとおりそれぞれ承認可決されました。

14ページから19ページの令和5年度事業計画(案)、19ページの令和5年度収支予算(案)、20ページの令和5年度松浦鉄道自治体連絡協議会負担金について、いずれも原案のとおり可決されました。

20ページの令和5年度松浦鉄道株式会社に対する支援について、21ページから22ページの次期施設整備計画策定までの暫定計画(案)についても、それぞれ原案のとおり可決されております。

22ページから25ページの報告事項とし、(1)令和4年度から令和5年度施設整備事業自治体支援額について、(2)佐世保市等地域交通体系整備基金の現況報告、(3)令和4年度新型コロナウイルス感染症の影響に対する持続化支援について、(4)令和5年度施設整備事業内容の変更について、以上の4件の報告がありました。

また、松浦鉄道株式会社の運営状況についてということで、松浦鉄道株式会社経営状況が報告されました。

3件目は、資料27ページから29ページです。東彼杵道路建設促進期成会要望活動(長崎県知事)が、令和5年8月30日、長崎県庁にて、期成会会員、市町首長、議長、県議会議員参加の

下、長崎県知事に要望を行っております。

なお、長崎県議会議長への要望については、急きょ、県議会の都合がつかなくなったため、 後日実施となっております。10月2日の実施が予定されております。

次に、議員派遣結果を報告します。

諸般の報告、資料の2です。

1件目は、令和5年6月27日、長崎県町村議会議長会主催新議員研修会が長崎県市町村会館において開催され、川副剛議員と横田博茂議員が出席しております。

次に、2件目です。令和5年7月7日、令和5年度伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々 町議会 西九州自動車道建設促進協議会理事会が伊万里市役所において開催され、産業建設文 教委員会正副委員長及び議長が出席しております。

次に、3件目です。令和5年7月11日、長崎県町村議会議長会主催 県下町村議会議員研修会 が長崎県市町村会館において開催され、9名の議員が出席しております。

次に、4件目です。令和5年8月24日、令和5年度伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々 町議会西九州自動車道建設促進協議会総会が、佐世保市のJAながさき西海させぼホールにお いて開催され、産業建設文教委員会5名及び議長が出席をしております。

次に、5件目です。令和5年8月17日と18日に、全国町村国際文化研修所主催 令和5年度市町村議会議員研修(2日間コース)「自治体予算を考える」が、滋賀県大津市の同研修所で開催され、川副剛議員が出席をしております。

次に、6件目です。令和5年8月24日に、長崎県町村議会議長会主催 委員長研修会が、出島 メッセ長崎において開催されました。常任委員会及び特別委員会正副委員長と正副議長が出席 をしております。

次に、7件目です。令和5年8月31日に、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会要望活動が、長崎県庁、佐賀県庁、佐賀市町会館、長崎河川国 道事務所、佐賀国道事務所において行われ、産業建設文教委員と議長が出席をしております。

今、報告いたしました議長出席会議報告3件並びに議員派遣結果7件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長(淡田 邦夫 君)

次に、日程第4、行政報告に入ります。 3件の報告を町長からお願いいたします。 町長。

町 長(古庄 剛 君)

報告の第10号でございます。行政報告をさせていただきます。

令和4年度決算に基づく、佐々町健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。令和5年9月19日提出、佐々町長。

中身につきましては、後もって税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2番目の松浦鉄道自治体連絡協議会総会の件でございます。

令和5年度松浦鉄道自治体連絡協議会の総会の件についてでございますが、先ほど議長から

も御報告がありましたように、7月24日、佐世保市役所において開催されました。出席者は4市2町の執行部と議会の代表者、長崎県、佐賀県の県関係者が出席をされております。

決議事項につきましては、第1号議案 令和4年度事業報告と第2号議案 令和4年度収支報告及び会計監査報告が一括提案され、承認されております。

次に、第3号議案 令和5年度事業計画(案)、第4号議案 令和5年度収支予算(案)、第5号議案 令和5年度松浦鉄道自治体連絡協議会負担金について一括提案され、承認をされております。

なお、令和5年度における自治体連絡協議会の佐々町の負担金は、昨年度と同様5万円となっております。

次に、第6号議案 令和5年度松浦鉄道に対する支援について提案され、審議に先立ち、松浦 鉄道株式会社の経営状況について報告を受けております。

令和4年度の当期純利益は約1,700万円の赤字ということで、5期連続の赤字ということ、また、令和5年度においても旅客運営収入が、コロナ禍前と比較すると9割程度まで回復する見込みであるものの、まだ1割の6,400万円程度の減少しているという状況である。さらに、燃油価格の高騰の影響もありまして、何も支援がなければ、当期純利益は約9,900万円の赤字の見込みとなりまして、運行を維持できない可能性があること。そのため、沿線自治体による持続化交付金をお願いできればという要請がありました。

幹事会においても、複数の支援案が検討されたわけでございますけれども、まずは国の予算措置がなされている燃料の高騰分につきまして、地方創生臨時交付金を活用した支援が提案されまして、令和5年度燃料の単価高騰見込み額1リットル当たり20円に、使用料見込みを掛けた217万6,000円が承認をされております。

なお、佐々町の負担金は80万7,000円ということになっております。

次に、第7号議案の次期設備整備計画策定までの暫定計画(案)について提案がされておりまして、平成26年度から令和5年度までの現計画の次期計画について、在り方検討の状況を鑑みながら、令和6年度から7年度までの暫定計画が提出され、承認がされております。

続いて、報告事項が4件ありまして、1つ目が、令和3年度から4年度の施設整備事業に対する自治体支援額について報告がありました。本年度の施設整備に対する補助金額は、本町分としまして644万円が予定されております。

2つ目に、佐世保市等地域交通体系整備基金の現況について報告がありました。

令和4年度末の基金残高が2億600万円、令和5年度末の基金残高見込みが2億618万円となっております。

3つ目に、令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響に対する持続化支援について報告がありました。昨年度の臨時総会におきまして、沿線自治体で協調して支援を行うことが決定され、2県4市2町が全体で9,353万円の支援が行われ、松浦鉄道の経営の安定化が図られました。

4つ目に、松浦鉄道から、令和5年度施設整備事業内容の変更について報告がありました。 レール重量化工事の施工箇所、マクラギ交換の工事の施工数量についての変更がありますが、 施工経費については変更はないということで報告を受けております。

以上、総会の資料につきましては、議員控室に置かせていただいておりますので、御参照いただければと思っております。

続きまして、報告第3号でございます。令和5年度西九州させぼ広域都市圏協議会の件でございます。令和5年度西九州させぼ広域都市圏協議会の件についてですが、8月31日、佐世保市役所において第1回の協議会が開催されました。出席者は、5市7町の執行部の代表者、オブザーバーとして長崎県の関係者が出席されております。

まず、事務局から、第1期事業の概要説明があり、実施事業の例、令和5年度の想定スケジ

ュールについて説明がありました。それから、第1期ビジョンの総括についての報告がありました。第1期の目標として、圏域人口の社会動態があげられておりまして、目標人口が46万534人だったのに対しまして、令和5年1月1日時点での圏域人口は44万7,273人と、目標を下回っておりまして、圏域市町の状況についても、佐々町以外はどの市町も減少している状況であるとのことでございました。

続きまして、審議事項につきまして、次期西九州させぼ広域都市圏ビジョン策定方針案が提案されました。全国的な人口減少に対する各種支援施策を実施することとしていますが、少子高齢化の流れが止まらず、50年後の総人口は、現在の7割に減少するものと推計されております。次期ビジョン策定にあたっては、最終的な目標を圏域人口だけではなく、経済を高めることを目標としまして、人口が減少しても圏域内での経済が循環し、豊かに暮らせる圏域づくりを目指すことを基本的な考えとすることにしております。

次期ビジョンの構成イメージとしまして、経済成長戦略の新たな視点であるメガトレンドの 積極的な取込み、経済の圏域循環、外貨獲得などを取り入れた新規事業を創出することが提案 をされておりまして、策定の方針案が承認をされております。

次期ビジョンの事業につきましては、新規、継続を含めまして検討がなされている状況でご ざいますので、今後の協議会において改めて説明があることとなっております。

以上、協議会の資料につきましては、議員控室に置かせていただいておりますので、御参照 いただければと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

税財政課長。

税財政課長 (藤永 大治 君)

それでは、報告第10号の次のページをお願いいたします。

1つ目の、健全化判断比率(法第3条関係)につきまして、御説明をさせていただきます。まず1つ目の、実質赤字比率でございますが、黒字ということで数値は入っておりませんが、マイナス8.7%となっております。これは、標準財政規模に対する、一般会計の実質収支額の割合を示すものでございますが、黒字のためマイナスとなります。

次に、2つ目の連結実質赤字比率ですが、こちらも同様に、黒字ということで数値は入っておりませんが、マイナス35.2%となっております。これは、標準財政規模に対する一般会計、特別会計の実質収支額と公営企業会計の資金不足、剰余額の合計の割合を示すものでございますが、黒字のためマイナスとなります。

次に、3つ目の実質公債費比率ですが、これは一般会計の元利償還金と特別会計へ繰出金のうち、起債の償還に充てたと認められる純元利償還金の標準財政規模に対する割合ということで、3か年平均で8.6%となっております。昨年度は8.7%でしたので、0.1ポイントの減少となっております。

最後、4つ目の将来負担比率ですが、こちらも黒字ということで数値は入っておりませんが、マイナス95.6%となっております。これは、一般会計の地方債現在高や特別会計の地方債現在高のうち、一般会計からの繰入見込額、また、退職手当負担見込額など、将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する割合ということになっております。昨年度はマイナス96.2%でしたので、0.6ポイントの増加となっております。

以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

水道課長。

水道課長(安達 伸男 君)

続きまして、2項目めの資金不足比率(法第22条関係)について御説明をさせていただきます。

まず、水道事業会計ですけれども、こちら資金不足を生じておりませんので、マイナスの値となっておりまして、数字が入っておりませんが、令和4年度はマイナスの275.16%、令和3年度に比較して1.05ポイントの増加となっております。

続きまして、公共下水道事業会計ですけれども、令和4年度はマイナスの9.44%、令和3年度に比較しまして5.77ポイントの減ということになっております。

こちらいずれも企業債を除く流動負債から、流動資産、主に現金ですけれども、これを差し引いたもので、資金不足が生じた場合の営業収益に対する割合というものを示すものということになっております。 どちらの会計も資金不足を生じておりませんので、数字が入っていないという状況です。

仮に、これが資金不足が生じてプラスの値、正の値というふうになったときの経営健全化の基準というのは、20%とされておりまして、プラスの値になって、20%を超えると要注意というふうにされているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

行政報告3件が終わりました。この報告に対して一括質疑を行います。 9番。

9 番 (須藤 敏規 君)

松浦鉄道の資料の20ページのところに、暫定的に施設の次期計画案が承認されたということをお話あったんですけれども、御存じのように5年間ほど赤字が続いたというお話の中で、5年度より300万円かそこらちょっと増えまして、その次も増えて、2年間で1,900万円ほど申請するようになっているんですけども、具体的に中身についてちょっと、もう少し説明をお願いしたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

松浦鉄道の施設の整備事業ということで、計画が上がっているわけでございます。主なもの を申し上げたいと思っております。

まず1つは、法面の保護で1,000万円程度、それから橋梁の塗装が1,520万円、それから通信線と信号線の取替えというのが1,786万2,000円、それからマクラギ化、それから木のマクラギの交換というのが9,500万円程度かかると、それから、橋梁整備に440万円程度、それから信号機の取替えが264万5,000円、トンネルの整備に1,000万円、100万円程度かかるということで、まだ主なものがあるわけでございますけど、蓄電池の交換もやりたいということで、総額に2億5,900万程度、金がかかるんではないかということで、そういう整備計画をやっていかなければ、やはり安全・安心のためにやっていきたいということで報告があっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

9番。

9 番 (須藤 敏規 君)

原課では、大雨とかそれで運休がたびたび多いから、どうなのかなと最近思っていたけど、 松浦鉄道の通学者などが行かれるとき、ああ、また止まるんだなということを一応感じるもの ですから、今おっしゃったいろんな工事修繕については、常日頃なされとったものかどうか、 していなかったから安全を確認するために運休とかそれが多かったのか。今までもこういうも のはそれぞれなされてきたのかどうか。

以前は、レールの中にマクラギを乗せて、取替えをよく見ておったんですが、最近は全然そういうのが見当たらないから、全然していなかったものか。そこら辺について、状況はどうだったのか。今おっしゃったとは、その中でやってきたけども、まだしなくちゃいかんところがたくさんあるから、そういうことですね。

当初は、松浦鉄道について、今後については廃止をするか。それはずっと協議がなされてきたと思うんですけども、その協議の結果は、まだ先送りして暫定的にこれを承認していくというお考えなのか。そこら辺についてお答え願いたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

施設整備というのは年度ごとに必ずやってきたと思うんですけど、全体的にどこまでやってきたのかというのは、ちょっと私のほうが分かりかねないわけでございますけど、全体的に国の補助と、それから地方の補助をもらいながらやってきたと。やはり人命に関わるところについては、早急な取替えというとを行っていると思います。

それから、廃止については、いろんなまだ議論が出ていないわけでございますけど、なかなか厳しい局面にきているというのは間違いございません。しかしながら、今、自治体の中で、松浦鉄道を廃止するという話というのはまだ出てきていないところでございまして、今後どうなるのかというのは、今業者のほうに松浦鉄道の経営状況についての委託というのが出ているわけです。もうすぐそれの結果も分かるということで、今後どうするのかというのは、皆さんのところで話合いがなされるんではないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

9番。

9 番(須藤 敏規 君)

ついでって申し訳ないんですけれども、次の幹事会とか首長会の中で、今おっしゃった各種の修繕について、内容をちょっとお尋ねしてきていただきたいなと思います。日頃やっていたのか、今までこれが手をつけなかったからこういう結果になったのか。

要するに、値段が上がるものですから、通学費とか、佐世保に何万円という通学費がかかっている子どもさんもおられますから、そういうところもあるものですからお尋ねしていっております。終わります。

議 長(淡田 邦夫 君)

よろしいでしょうか。 町長。

町 長(古庄 剛 君)

これについては、町としましてもう少し松浦鉄道のほうにお話を聞きながら、またお話をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

7番。

7 番(永安 文男 君)

2点ほどお尋ね、気になるところがございましたので、お尋ねをいたしたいと思います。 今、松浦鉄道の関係の資料で、議長の資料を見ながらやられていますけれども、25ページに、

マクラギ交換の資料があるんですけれども、この分で、計画していた本数と実際に工事を検討する段階になって本数を減らしたと。当然費用等の関係で積算設計したときに本数が減らされたと思うんですけれども、不足、本来換えなきゃいけない本数があるのに、不足分で、金額が減ったから不足の分は換えていないで、その後、この対応はどうするのかということを一つお尋ねしておきたいと思います。

それからもう一点は、その前の、4年度の実績の中に、遮断機関係の事業関係があるんですけども、この分でそれぞれいろんな協議の中で、小浦駅のあそこの後ろのところがサン・ビレッジのほうからの通行がかなり利用客が通行したりして危険じゃないかという提案は申し上げとったんですけども、このいろんな協議会の会議のある中で、そういうふうな実態を申し上げていただいて、その後の対策等も検討していただければと思いますけれども、その機会を捉えて町長が発信されたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

小浦と言ったら向こうのほうのあれですか。四ツ井樋じゃなしに、どっちですか。 7番。

7 番(永安 文男 君)

ホームの先、ホームのちょうど末尾のところ。

議 長(淡田 邦夫 君)

分かりました。 対応状況をどうするのか。いいですか。 町長。

町 長(古庄 剛 君)

まず、今、小浦のところについては、今のところどうするのかという、そこら辺はちょっとまた次回の松浦鉄道の会議のときにお聞きさせていただきたいと思っていますし、それからマクラギの交換というのは、定期的に行わなければならないわけでございますので、危ないところといいますか、急ぐところから先にやっているんじゃないかと思っております。

これは中に、全部全線、いろいろなところを変えるところがあるということと、それから、これが今後なぜこれの部分を減らしたのかというのを、ちょっと私もお話を聞かなかったものですから、後日、そこら辺は話を聞いて、皆さん方にお知らせさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

7番。

7 番(永安 文男 君)

分かりました。今後、いろんな協議の中で、そういうのは申し出ていただいて、対応策を考えていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたのは、マクラギの関係は25ページの2,541本を施工しますって書いてあった中で、施工工事の変更はありませんということで、町長は、施工工事の変更はありませんという部分だけ説明されて、その本数が、当初チェックした本数とその後実際の実数との経過というのがちょっと説明がなかったもんですから、はたまた、その換えなくても大丈夫なのか、安心・安全のためには、そのマクラギはどう対応するのかということは、お尋ねになられているかどうかを聞いた次第です。

それで、今町長から、小浦駅の佐世保寄りの一番末尾、佐々からいったら末尾のところが、あそこがサン・ビレッジのいろいろグラウンドとか、それから県立の訓練校の生徒の関係で行き来がものすごく多いんです。そして、グラウンドから自動販売機がある中からの通行がもう大義でされているんですけれども、あそこが、松浦鉄道には責任はないように、通らないでくださいとか、危険が、危ないから通行しないでくださいとか、何か立て札みたいなのがあるんですけれども、事故があってからでは大変ですから、そういう部分については何らかの協議が必要じゃないですかって申し上げてきた経過があるんですけども、その辺も今後また、今町長が言われたように、会議のときにまたいろいろとお尋ねしたり、申し上げていただきたいということで聞かせてもらったんです。よろしく今後の対応をお願いしておきます。以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

駅裏については、前、永安議員も御存じのように、立体交差の橋梁をつくるということで話、いろいろお話が出たわけでございますけど、なかなか予算的にものすごく金がかかるということ。それから利用人数が少ないということを考えれば、なかなか厳しいところがありますので、それについては松浦鉄道の幹事会等がありますので、そこら辺で担当のほうからも聞かせていただきたいと思っていますし、それから、マクラギの交換についても、予算的に全然足りなかったということが書いてあるわけでございますので、そこの予算的に足りなくて今までこれで大丈夫、次のときに、次の年にやるのかどうするのか、大丈夫なのかというのは監事会のほうで話をさせて、担当のほうから聞かせたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(阿部 豊 君)

報告第10号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件で確認させてください。

連結実質赤字比率、黒字であると。非常によろしいことなんです。とはいえ、ずっといろいろ資料を読み解きますと、監査意見の公共下水道、いわゆる公共下水道も良好な経営状況にあると認められるということで、評価はしてあるんですけども、純利益が8,935万4,000円の黒字ということで、決算も報告になっていますが、基準外の繰入れが1億4,618万3,000円というこ

とで、いわゆる段階的に基準外繰入金が減少する必要を監査委員も指摘されておる状況で、黒字ですよ、黒字ですよということで今報告があっているんですけども、決算では聞くことになろうと思いますが、下水道の決算の部分が、いわゆる下水道使用料で賄えている状況。事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている状況を100と考えた場合61.7%、いわゆる前年比から3.92ポイントも落ちているというふうな経過も報告があっております。

ここで、最低限の基準外繰入れという部分をどのように財政的には捉えられているのか。1億4,000万円ほどの補助金という形で基準外を出して、8,000万円の黒字を下水道は出している。だから、実質経営的には安定しているんですよというのはいささか、私もその当初予算の際に判断しかねるという部分もあったもので、前進しているのかどうかというのを判断するためにも、執行側がどのように捉えられているのかなと。下水道事業会計は、令和2年度から企業会計に移行して、3年度には農業集落排水を統合、6年度のし尿等前処理施設の供用開始を目指して運営されているのは理解するんですけど、その段階としてどのように経営的には考えられているのかというのをお伺いしたい。

議 長(淡田 邦夫 君)

いいですか。 町長。

町 長(古庄 剛 君)

今、阿部議員がおっしゃっているように、下水道、これは全ての法令に健全化基準に下回っているということでお話をしております。しかしながら、先ほど申されましたように、やはり今多くの町債も発行していますし、なかなか厳しい状況にあるわけでございます。

どちらにしましても、やはり将来的には、公共下水道の今の全体的に60%程度しか公共下水道で賄っていないわけです。全体の費用を。それをやっていないのにということをどう考えれば、やはり費用負担についてどうするのかというのは、今後考えていかなきゃならない、なかなか厳しい状況になってくるんではないかということは考えていますけど、それをいつごろどうするのかというのはまだ庁舎内で協議はしていないので、そこら辺についてはまた皆さん方にお諮りをしながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番 (阿部 豊 君)

詳しくは決算のときに聞かせていただきますけども、監査のほうからも、段階的に基準外繰入れが減少するよう努められたいというような意見も添えられながら、経営指標に関する事項については、当たり前のように一般会計補助金など他の収入で賄っている状況ですということで、改善ポイントが語られていないような状況にあるもので、問題意識を持っていらっしゃるのかなというふうに確認をさせていただいた次第です。詳しくは、決算のときに詳しく聞かせていただきます。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし。」の声あり)

— 令和5年9月 第3回佐々町議会定例会(1日目) R5.9.19 —

質疑もないようです。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 広域連合議会議員報告 —

議 長(淡田 邦夫 君)

次に、日程第5、広域連合議会議員報告に入ります。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、永田議員から報告をお願いいたします。 4番。

4 番(永田 勝美 君)

今期から、広域連合議会の議員となりましたので、先般、開催されました長崎県後期高齢者 医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

開催日時は、8月23日の午後1時から、会場は長崎県建設総合会館の8階大会議室でございました。

今回は、議員の改選がかなり広がっていた中で、議長の選挙、副議長の選挙から始まりまして、議長には長崎市議会議長の毎熊政直さん、副議長には川棚町議会議長の村井達己さんがそれぞれ選任されました。

それから、議案については、今回は令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合の一般会計歳入歳出予算の認定の件と、それから、同じく後期高齢者医療広域連合の特別会計の歳入歳出決算の認定、あわせて令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)という3件が議案で審議されました。いずれも賛成多数で認定、可決ということになりました。

次に、監査委員の選任の同意が提案されまして、波佐見町議会議長の百武辰美さんが監査委員に選任されました。

さらに、議員の研修会の開催を行うということで、10月20日に議員の研修会の開催ということで、協議の場の開催という議案で、原案可決ということになっております。

あわせて、議会運営委員の選任について、欠員となっていた3人について、長崎市議の井上 重久さん、佐世保市議の本田博之さん、東彼杵町議会議長の浪瀬真吾さんが選任されました。 次に、一般質問ですけれども、一般質問、今回は4人ということで、壱岐市の山口欽秀さん、 諫早市の西田京子さん、西海市の平井満洋さん、佐々町の私、永田勝美、4人が今回一般質問 を行いました。

以上が、後期高齢者医療広域連合議会の定例会の報告です。

詳細については、資料等ございますので、議員控室にありますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

以上で、日程第5、広域連合議会議員報告を終わります。

— 日程第6 委員会報告 —

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第6、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

4番。

(総務厚生委員長 永田 勝美君 登壇)

総務厚生委員長(永田 勝美 君)

今期、総務厚生委員会の委員長になりました永田勝美です。

- 9月4日と9月6日に委員会を開催しておりますので、報告をさせていただきます。
- 9月4日の委員会では、所管事務調査、条例等について2件の調査を行いました。

1件目は、佐々町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、説明を受けました。 2件目は、佐々町税条例の一部改正について、税財政課からの報告を、説明を受けました。

職員等の旅費に関する条例の一部改正については、今議会、9月定例会で提案予定ということでございますので、各委員の慎重な検討を要請し、終了いたしました。

税条例の一部改正については、主な内容としては、軽自動車税、固定資産税の納期について、 第1期を5月末に改正するもの、及び身体障がい者等の種別割の減免規定を整備するものとい うことでございました。

委員からの意見としては、資金繰り上の影響は軽微と説明されたが、昨年の前年度納税実績は概要どの程度かという確認がありまして、税財政課長からは、おおむね2億円程度であり、 交付税等もあり、何とかやっていける見通しであるという答弁でありました。

さらに、ほかの委員から、準則では4月とされている納期を、5月に変更する特別な事情とは何かということについて確認があり、通知の納期までの期間が短いなど、住民の便宜を図ること、固定資産税評価替えの年を5月としてきたことから、住民の問合せなどもあり、安定的な納税環境を整備することを特別な理由、特別な事情としたという説明がありました。

関連する条例等の整備について、再度報告を受けることにして、継続調査といたしました。 所管事務調査、その他の報告については、町有地の売却について1件、対象物件は、国鉄臼 ノ浦線の跡地の一部、沖田免21の4番地の土地の1,530平米のうち527平米を売却したという報 告でございました。経過としては、前年度、令和3年度の前々年度、総務厚生委員会に報告してきたと。売却相手方は株式会社エネサンス九州、売却後の用途については、佐世保営業所の 社屋用地という説明でございました。売却価格は1,288万9,718円、契約締結日は令和5年5月31日です。

意見については、近傍の価格は如何にということで、これについては、後日報告したいということでございました。

今回、部分売却となったが、全体の取扱いはいかにと。あるいは、近隣住民との意向調整は如何にということで、民地が入り組んでおり、整備が難しい、近隣との合意形成などは重視していきたい。今回の売却について、近隣への説明、了解は個別に尽くし、了解を得ているという報告でございました。

そのほか、安全面を含め、売却後、社屋の構想はいかに。売却価格は適正か。売却残置の方向性は如何にといった確認、意見がありました。

事業所社屋は、道路に向いて建つというふうに聞いていると。価格は、合筆後の価格上昇の 分も含んでおり適正と考える。進入道路、宅地など考慮するべき点が多く、決まっていないが、 今後の方向性については、現状維持とせざるを得ないという報告でございました。

2件目、西九州自動車道4車線化工事に伴う町有地貸付けについて。サン・ビレッジ北側町 有地を、NEXCO西日本に土砂の仮置場として短期貸付けを行ってきたが、期間を令和5年 9月末まで、半年間短縮するという旨の報告を受けました。

3件目、中期財政見通しについて、資料に基づき説明を受けました。詳細は略したいと思います。

4件目、幼保小連携推進事業について。令和5年度幼保小連携推進事業研究に、県の委託を受ける形で取り組むと。委託料は17万円、町内の保育園、小学校全体が協力主体となって取り組むという報告がありました。

関連報告として、医療ケア児が9月から1名増加したと。対応として保育所の看護師の体制を拡充する計画を持っているという報告がありました。

その他、庁舎の電話交換機の更新について。報告を求める意見があり、別日程で報告を受けることといたしました。

続いて、9月6日。4日の委員会で、別日程でとした所管事務調査として、その他緊急を要する事案として、新庁舎電話交換設備整備について説明を受けました。

説明の概要は、電話交換機をインターネット上のクラウドのものに変えると。各机に配置していた電話機を公用スマートフォンに変え、全職員に携帯させる。利便性向上につながる点としては、公用スマホで発着信が可能となること、固定電話も若干残すことになるが、公用スマホとの発着信が可能であること。公用スマホと固定電話機の内線通話も可能となる。そのほか庁舎外でも上記、今述べた機能が全て使えるということ。

費用の検討としては、従来の電話交換機の耐用年数がおおむね10年程度のものである。10年間で比較をすると、従来方式で行うと、おおむね7,000万円余り、新提案方式で行うと、おおむね7,000万円余りとほぼ変わらないのですけれども、金額的には若干減少、新方式のほうが少なく済むという報告でありました。

意見としては、契約期間はどの程度かと。契約期間は5年程度を想定しているということでありました。

あと、詳細は細々としたことがありますが、資料を置いておきますので御覧いただきたいと 思います。

全体としてはかなり細かい操作の問題や、あるいは安全性担保の問題等の意見、確認が出て、 それぞれ回答がありました。

以上、調査を行ったという報告でございます。 以上です。

(総務厚生委員長 永田 勝美君 降壇)

議 長(淡田 邦夫 君)

次に、産業建設文教委員会所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。 5番。

(産業建設文教委員長 長谷川 忠君 登壇)

産業建設文教委員長(長谷川 忠 君)

では、改めまして、産業建設文教委員会の委員長をやっております長谷川です。

産業建設文教委員会の報告をさせていただきます。

所管事務調査の概要についてです。

令和5年8月25日金曜日午前10時より、佐々町役場3階第1会議室において委員会を行いました。

所管事務調査概要については、1、学校・社会教育及び整備について、2、入札制度について、3、条例等について、4、その他緊急を要する事案についての4件の調査を行いました。その他6件の報告も受けております。

1、学校・社会教育及び整備について、教育委員会より。校内情報ネットワークシステムに

ついて、児童生徒・教師用ノートパソコン(タブレット)の通信環境改善に係るICT関連機器等の更新について説明を受けました。

委員から、3校の情報ネットワークシステムの財源は、また、ランニングコストなど発注に伴い、業者入札を複数の発注形態で行うのかとの確認がありました。この案件につきましては、9月の定例会での提案があるとのことでした。

2、入札制度について、建設課。県内21市町の全自治体に、入札制度につきましてアンケート調査を行い、現在の佐々町と比較をした結果についての説明を受けました。

委員から、全21市町の、13市8町の状況は分かったが、本町の最低制限価格の引上げについて陳情もあっており、実情を執行側は捉えたときに、いつ頃までに協議をして、結論を改めていこうという方針があるのかとの確認がありました。

3、条例等について、教育委員会。附属機関の設置に関する条例の一部改正について。佐々町子ども読書活動推進計画策定委員会及び国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭佐々町実行委員会の設置にあたり、条例改正を行いたいと説明を受けました。

委員から、国民文化祭に対してイベントを開催し、地域の特色をということですが、本町と して何か考えているのかとの確認がありました。

その他緊急を要する事案について、企画商工課より。佐々駅舎交流センターについて、佐々駅舎交流センターの設置管理、運営について、佐々町観光協会を指定管理者の候補者として組み立ててきたが、常勤職員がいないこともあり、当面は町が管理することとなりました。また、地域おこし協力隊やテナント募集を行ったが、応募がなく、現在の状況に至り、今後、指定管理者制度とテナントの方向性については、委員の意見をいただきたい旨の説明を受けました。委員から、指定管理者制度をどのように捉えているのか。旧観光情報センターの国との協議

5、所管事務調査のその他について。委員から、夏祭り花火大会への補助を増額への意見が ありました。

その他報告事項。

の件についての確認がありました。

- ①浄水場送水ポンプの故障対応について、水道課。送水ポンプの経年劣化による故障のため、 緊急に予備品を使用しており、予備品を補充するため補正予算計上するとの報告を受けました。
- ②農地等災害について、農林水産課。7月7日から7月11日の梅雨前線豪雨被害により、口石免の龍開地区での農業用水路の側面崩落と木場免の前原地区の野面石積みの崩落の報告を受けました。

委員から、現地の査定日は決まっているのかとの確認もありました。

③佐々川大橋連絡橋の佐々町への移管について、建設課。佐々川大橋連絡橋について、桜づつみと連絡歩道橋との間に隙間が生じたことから、県に整備を要望した。その際に、この連絡歩道橋は町からの要望で整備した経緯があり、県の台帳に未記載である。しかし、連絡歩道橋にかかる管理について、町へ移管された形跡はなく、今回、整備を県事業として行うが、整備に伴う地元負担金が発生し、その後、町道沖田線としての管理となる報告を受けました。

委員から、町の県とのやり取りの経過について確認がありました。

- ④ふるさと納税制度改正について、企画商工課。ふるさと納税について、令和5年10月から 国の基準が変更になることに伴い、町の対応の報告を受けました。
- ⑤学校給食センターについて、教育委員会。建設場所の問題があるが、当初見込みの事業費を大きく上回る見込みとなったことから、内部調整が進んでいない現状の説明を受けました。 委員から、今後、給食センターについてどのように考えておられるのか、また、目標は、今年度中には場所の決定はできるのかとの確認がありました。
- ⑥幼保小連携推進事業について、教育委員会、住民福祉課。これまで取り組んできた幼保小 連携事業について、さらに連携を深めていくため、県の委託事業を受け実施していくため、そ

— 令和5年9月 第3回佐々町議会定例会(1日目) R5.9.19 —

の概要の説明を受けました。

委員から、佐々町立第二保育所が中心園となって、他の保育園と一緒に実施する事業なのかとの確認がありました。

以上で、産業建設文教委員会の調査案件の報告を終わります。

(産業建設文教委員長 長谷川 忠君 降壇)

議 長(淡田 邦夫 君)

次に、議会運営委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。 1番。

(議会運営委員長 平田 康範君 登壇)

議会運営委員長(平田 康範 君)

今回、委員長に就任しました平田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議会運営委員会の所管事務調査の報告を行います。

開催日時は、令和5年9月11日月曜日。全員協議会終了後、全委員出席の下、開催をいたしております。

案件は、議長の諮問に関する事項で、佐々町政治倫理条例の見直しについての調査、検討で す。

政治倫理条例の見直しについては、令和4年11月28日第1回開催から、令和5年6月20日までに4回開催しており、今回が第5回の開催となります。

条例改正については、第4条 資産報告書の提出義務と第5条 資産報告書、第6条 政治倫理 審査会の設置、第7条 資産報告書の審査、第9条 町民の調査請求権、第15条の自治法改正に 伴う町の公共事業の契約に対する条文の変更、そういった点について調査、検討を重ねてまい りました。

なお、町長等の三役にも関連する条項があることから、執行との調整を行い、9月7日開催の全員協議会で改正案を検討いただきましたが、第15条についての再検討が必要との意見等もあり、執行と再度調整を行うとともに、今日までの調査検討を踏まえ、佐々町政治倫理条例の一部改正について、本議会の発議第6号とすることで調査を終えることといたしました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

(議会運営委員長 平田 康範君 降壇)

議 長(淡田 邦夫 君)

次に、新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査の報告を委員長からお願いいたします。 6番。

(新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊君 登壇)

新庁舎建設に関する調査特別委員長(阿部 豊 君)

6番、阿部豊でございます。私のほうから、新庁舎建設に関する調査特別委員会の報告をさせていただきます。

令和5年8月30日水曜日開催いたしました。出席者は6名出席、説明のための出席者としまして、中村副町長、黒川教育長はじめ関係課から出席を求めております。

案件としましては、まず、新庁舎建設に関する調査についてということで3項目あります。 順次、案件ごとに報告いたします。

まず、現在の進捗状況についてということで、前回、令和5年1月23日の特別委員会から本日この8月30日までの間の出来高ということでの進捗状況の説明を受けております。

出来高としましては、7月末現在が3.25%で、実施が3.71%、8月末が、当日ほどだったんですけれども、予定が4.41%ということで、実施としましては、遅れがない状況ということで確認をしております。

概要としましては、杭工事が完了し、現在は基礎工事中と。また、外構工事につきましては、 地盤改良、擁壁等の設置、国道沿いのボックスカルバート等の設置をしているということで確 認をしております。継続調査案件として終了しました。

また、2点目、委員会で提案された課題についてということで、3項目あります。まずは、受動喫煙問題も解決できる禁煙コンテナボックスの提案ということでございました。いわゆる住民も使える喫煙場所、喫煙者・非喫煙者が快適に過ごせるまち、共存できるまちづくりを目指すべきではないかと考えての提案でございました。

執行側としましては、検討を重ね、まず敷地内での喫煙場所ということで、改正健康増進法の兼ね合いもあり、保健所と協議をしたという経過説明がございまして、庁舎は、第1種施設に当たり、原則敷地内が禁煙であると。屋外で受動喫煙防止に向けて必要な措置がとられた、いわゆる特定屋外喫煙場所は設置可能という説明でございまして、ポイントの2点目、いわゆる特定屋外喫煙場所の必要な措置とはいかなるものかと。喫煙をすることができる場所が区画されている。喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を提示すること。

また、第1種施設を使用するものが、通常立ち入れる場所に設置すること等のポイントがあり、保健所の見解としましては、新庁舎の配置上、施設を使用する者が通常立ち入れない場所がないという判断になるということで、結果、町の判断としましては、新庁舎の敷地内での設置は非常に困難であるという判断であったと。

しかし、隣接する施設、いわゆる第2種施設のほうで何とか設置等が可能であればと、関係 課と協議しながら検討していきたいということでございました。

委員の皆さんの意見としましては、いわゆる庁舎を中心とした文化会館や地域交流センター、いわゆる庁舎を中心とした公共施設等の中で、喫煙者も非喫煙者も快適に過ごせる喫煙ボックスの設置をするべきではないかという意見を踏まえたものでございまして、町としましては、いわゆる第1種施設、庁舎の敷地内では難しいということで、第2種施設等での設置が可能ではないかという検討を今後していくということでございます。

2点目、佐々町のシンボルの建設庁舎でございます。魅力となるアイデアをできるだけ詰め込み、多くの人が集うようにするため、駐車場敷地の一部をコンビニエンスストアに誘致できないかという提案でございました。

執行としましては、コンビニ大手3社に聞き取り調査を実施したということで、使用人数の制限、いわゆる1日の来客数、1店舗あたり1,000人に届かない推計であるとか、立地条件、いわゆる防災のためのかさ上げを庁舎敷地は行っていくということで、スムーズな車の入り口が厳しいのではないかと。車の出入り、既存コンビニとの位置関係、複合的判断で厳しいのではないかというような考えでございました。

また、あわせてATMについてということで、十八親和銀行、現庁舎のATM撤去、新庁舎において設備の意向がないということで、銀行側の背景としましては、コンビニATMの普及、電子マネーの広がり、キャッシュレス化、ATM自体の削減を進めているということで、県内人口当たりの台数を見ても多い状況ということで、銀行としては減らしていく方針であると。

また、その際、ATMの設置費用がイニシャルコストで350万円、ランニングコストで月20万円、また電気代が年20万円ということで、この費用負担を条件に、設置するという検討は可能

であるけれども、設置の確約ではないということでございました。

また、執行側は、コンビニATMは設置できないものかというような検討もされております。 参考までに、セブン銀行のATMの設置の流れということで伺いました。月15万円から20万円 の負担をすれば設置は可能ということで、ただし、周辺銀行の調整やその他条件の設置場所等 の諸条件があるということでございましたが、町としましては、住民の利便性等も考慮して、 複合的な利用方法も含め、今の段階では厳しい状況というような説明でございますけども、5 年間ほどの試験的導入も含め、決定ではございませんけども、今後まだ詳細を検討していきた いというような回答でございます。

各委員から意見がございましたけども、喫煙所についての意見としまして、特定屋外喫煙場所に際し、簡易的な安易なものではなく、周辺施設の老若男女が使われるものである。臭いが 遮断できる非喫煙者を考えたもので願いたいというような御意見がございました。

委員会としましては、内容について確認し、継続調査案件として終わっております。

3点目、備品整備の考え方ということで、新庁舎における備品整備ということで伺っております。

内容としましては、耐用年数等による老朽化・劣化状況、新庁舎オフィスレイアウト等から 判断し、新庁舎で利用可能な備品は、旧備品ですけれども、新庁舎で移転活用するということ でございまして、新規購入備品の考え方としましては、劣化・老朽化が激しいものや、主に来 庁者が使用するもの、既存備品で適合するものがないもの等々で対応するというような考えで ございます。

スケジュールとしましては、令和5年9月入札準備、10月から11月に入札予定、12月に本契約を結び、令和6年11月に納品予定というスケジュールでございました。また、発注方式案としましても、制限付き一般競争入札又は指名競争入札で行いたいということでございます。

委員からは、備品管理は5年度中に整理と伺っているということで、新庁舎の転用、ほかの 施設への移転は理解すると。その他の備品の取扱いについての確認がなされております。

執行としましては、現在進行中で、今後スケジュールを関係課と協議してお示ししたいということでございました。継続調査案件として終了しております。

その他としまして、工事に対する安全対策ということで、委員のほうから意見があっております。

他県での公共工事での事故報告を見て、感じて発言されておりますけれども、今年度、猛暑での工事、事故等はあっていないか、理解するが、安全管理はいかにということで、執行側としましては、事故は起こっていないけれども、打合せの際に、委員会からの意見を施工監理業者及び工事請負業者に対して伝えていく方針である旨の確認をしております。

その他報告としまして、新庁舎電話交換設備整備について報告を受けております。

先ほど、総務厚生委員長のほうから報告があっておりますので、私のほうからの詳細の報告 は割愛させていただきたいと思います。詳しくはお手元の委員会報告を御参照いただきたいと 思います。

以上です。

(新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊君 降壇)

議 長(淡田 邦夫 君)

以上で、日程第6、委員会報告を終わります。 日程第7に入る前に、暫時休憩といたします。 (11時23分 休憩)

(11時35分 再開)

— 日程第7 一般質問(永田 勝美 議員)—

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。

一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。

4 番(永田 勝美 君)

4番、永田勝美です。私は、日本共産党佐々支部を代表して、日本国憲法が暮らしに生きる 佐々町の実現を目指して発言したいと、質問したいと思います。

1点目は、町の防災についてであります。

今月は、9月は防災月間です。9月1日は関東大震災発災の日であり、防災の日とされています。くしくも、ことしは9月1日が二百十日と重なり、まさに今、先日も線状降水帯が発生するなど、極めて、改めて災害への備えや防災の取組の重要性、緊急性を実感しているところでございます。

そうした中で、町の防災の取組について、立ち遅れが目立つのではないかと考え、幾つかの 課題について質問していきたいと思います。

1つは、ため池防災についてでございます。

ため池の老朽化によって、管理や、あるいは昨今の想定外の降雨などによって、ため池が決壊をし、下流の住宅等に甚大な損害を及ぼした事例などを含めて、今、ため池の管理については、国を挙げて整備を行うとされています。

この間、佐々町でもため池の調査が行われ、町内で対応が必要なため池が30か所余りあると しておりますけれども、ここ3年間対応、改善されたのは3か所程度にとどまっています。

政府が計画した緊急防災計画の期間は、あと7年しか残されていないというふうに認識して おります。

実際に、例えば、上里ため池などはヘドロがたまっていて、防災的な機能は期待できず、逆にえん堤の水漏れなどもあり、周辺住民から心配の声があげられています。

同様に、社ノ元ため池は、堤防の真下に集合住宅があるという状況にもかかわらず、対応が 進んでいないという状況でございます。

こうしたため池防災について、私は予算の問題があるということは承知しておりますけれども、やはり優先順位を決めて、計画的な対応を進める必要があるのではないかと。計画の詳細を地元にきちんと説明する必要があるのではないかと。特に緊急性がより高いため池については、町として緊急工事も計画すると。そうしためり張りの利いた計画が必要であると考えるものでありますが、いかがでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

議員の御質問にありますため池、社ノ元ため池もそうでございますけど、現在、本町で35か 所のため池について、自然災害によりましてえん堤の決壊が生じるおそれがないかということ で調査を開始しておりまして、先月で一応先ほど申しましたように35か所のため池の調査を完了したところでございます。

また、改修ということで先ほどもお話がありましたように、やはり今、国のほうが全部挙げて、国を挙げて防災の重点の農業ため池については、令和2年10月に施行されています、ため池の特措法によりまして、やはり令和12年度の先ほどお話がありましたように、防災工事等を計画的に行う必要があるということで、今後調査結果に基づきまして国、県側、それからため池の管理者と、それから改修工事を行いながら協議をしていくということでなっているわけでございまして、ため池の調査結果及び今後の整備計画については、県との協議を早急に行いながら、所管委員会へ御報告させていただきたいと考えておりますし、やはりいつどこで起こるか分からないわけでございます。町としましても、早急な対応というのが必要なところは、県のほうにも報告をさせていただいて、対応させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

県のほうの全体の状況については、漏れ聞くところによると、「いや、佐々町は進んでいるほうですよ。」と言われているんですね。しかし、実際には全体の1割程度しかまだ進んでいないと。3年かけて1割ですから。あと期間的には令和12年まで、だからあと5年、7年しか残っていないわけですよね。そこの間に整備を進めると言うけれども、そういう補償というのは、財政的補償は何もないです。要するに、国、県からの特別の補助金があるというものでもありませんし、そういった意味では片方で課題というか、危ないところはあるけれども、できるところからやりますということだけでは、なかなか12年度までにこれを完成させるということは、ほぼ期待できないのではないかと。

そうであれば、町としてはどこからやるのかと。35か所のうち、残り32か所のうち、あとどこからやるのかということをしっかりやっぱり住民に説明する必要があるのではないか。そういった、いたずらに不安、混乱を巻き起こす必要はもちろんないわけですけれども、ただ、そういう危険性があるということを町自身が分かっていて、そして、そのことについて住民にやはりきちんと説明し、計画を進めるということは、極めて重要なことではないだろうかと。やはりできることは何でもやると。防災につながることはきちんと手を打つという姿勢が必要なのではないだろうかと。

問題は、遅れているということだけじゃなくて、その実態がよく分からないということが非常に不安ではないかと思うんです。そういったところを含めて、改善を進めていただきたいと思いますが、再度いかがでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

議員の御指摘のとおりでございますけど、やはり災害というのがいつどこで発生するか分からないということがあるわけでございまして、実際的にため池がどういう状況になっているのかというのも、まず調査をしなければ分からないわけですね。その調査を今終わったということでございます。

評価状況につきましては、町としましても、本町はコンパクトな町でございますので、ため

池の数もそんなによそより多くはないということで、県内でも先ほど申されましたように、調査については完了している状況でございますので、県内としましても、やはり完了がいつの状況になるか、よく決めてないということもあるんじゃないかと思いますし、それから、県の農林部の担当係員も少ないということで限られているというお話も聞いていますので、やはり町としましても、明確な基準が示されていないわけでございますので、先ほど申されましたように、家屋等がやはり危険なところがある場合は、早急に対応していただければと思っております。

しかしながら、農林水産省が示した防災重点のため池という基準というのは、平成30年に示されているわけですね。ため池については、100メートル未満の浸水区域内に家屋とか公共施設があるものとか、それから100メートルから500メートルの区域内に家屋、施設があるものとか、いろいろそういう基準が示されていますので、そういう沿った地域について、町としましても早くお願いをしてやっていきたいと。

それから、このため池が、今、受益者がいるところのため池が今あるわけですね。ため池でも受益者がいないところも多分あるんじゃないかと思っています。それについては、やはりため池の廃止の工事をしていただくような方向性でやっていかなければならないんじゃないかと思いますので、受益者の方々とよく協議をしながら、今後、耕作を含めて、十分協議して決定をさせていただきたいと考えております。

どちらにしましても、やはり先ほどお話がありましたように、ため池についてのやはり下流の地域の人は安心して住むことができないところもあるわけでございますので、町としましても、そういう方向性で県のほうにも十分お願いをしながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

農業用ため池については、今、いわゆる受益者がいない、要するに営農されている方が全体として減ってきているといったことで、受益者がいないため池というのも生じてきているのではないかと。あるいは受益者が少なくて、非常にその対応ができないというため池もあるのではないかと、そういった事情も分かりますけれども、やはり角度としては、防災の角度から必要な対応というのを、改めてめり張りをつけて進めていただきたいということを求めておきたいと思います。

2点目ですが、防災の2点目は避難所の整備の問題です。

避難所の整備については、環境の整備、物品の備蓄、運営の訓練など様々に課題があるというふうに思っております。

特に大きな問題として、先般交流センターの多目的室を避難所としているということもあって、ここにエアコンが設置をされました。季節によっては、避難所の空調整備というのがどうしても必要というところが出てくると思います。特に、避難所とされている施設の中には、町立の体育館や小中学校の体育館が避難所とされているところも数多くあるわけですけれども、こういったものについて、計画的な整備というのが必要ではないかというふうに私は思うわけですけれども、これについてはどのようにお考えか、どのように検討されているかについてお答えください。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

避難所の整備ということで今御質問がありました。

先ほどお話がありましたように、全国各地でいわゆる被害というのが大きな被害が頻発をしておりまして、避難所の環境の改善ということで、大変重要な課題であるのではないかと我々も認識はしているところでございます。

永田議員の御指摘のとおりに、避難所に指定しています、町民体育館とか南部体育館、北部体育館については、現在エアコンの設置というのがしておりませんが、先ほどお話もありましたように、交流センターについては、今回設置をさせていただきまして、やっているわけでございますけど、町民体育館も避難所として利用した実績もまだ今のところはございませんが、現時点ではエアコンの設置というのは検討していないわけでございます。

しかしながら、やはり今御指摘のありましたように、大規模災害というのが発生が見込まれる場合は、避難所として開設するということも想定はしていかなければならないと我々としても考えていますし、災害の関連死ということも、今お話がありましたように、東日本大震災ではやはり避難所等の生活ルート、肉体的な、精神的な疲労が物すごく大きかったということもやはり最大の原因があると、災害関連死といいますか、そういうこともあるわけでございますので、やはり助かった命を守るためにも、避難所というのは環境改善が不可欠であるということは我々も十分自覚をしております。

しかしながら、やはり財政上の都合といいますか、今現在は緊急防災・減災事業というのが、 充当率100%の起債があるわけでございますので、そういう起債を活用しながら、本町としまし てもやはり財政状況も勘案しながら、総務課とか、今担当しています教育委員会の中で、研究 をしながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

緊急防災・減災事業債も期間が決められているのではないかなというふうに思いますし、そういった点では、早急な検討が必要ではないだろうかというふうに思います。

体育館にエアコンを設置するということについても、やはり防災避難所としての機能だけじゃなくて、特にことしのように異常な暑さが続く中で、学校の中でもスポーツがなかなかきちんと体育館でもできないと、ちゃんと安全な環境を保てないといった状況などもあって、そういった体育館の日常的な使用の中でも、エアコンというのは非常に求められてくるのではないかというふうに思うわけですね。

そういう点では、やはり変な言い方ですけれども、実際に緊急防災・減災事業債が使えるときに、やはりこれをやったほうがいいのではないかなというふうに私はずっと思っているわけです。小中学校についても、避難所となっているところについては、緊急防災・減災事業債の対象として使うというようなことを、是非御検討いただきたいということを申し上げておきたいと思います。

3点目ですが、防災ラジオの活用についてです。

先般、同僚議員からも質問がありましたけれども、防災広報無線の聞き取りが困難なところが数多くありまして、実際に役に立つのかと、立っていないという指摘もありました。

特に、近年、大規模災害時のラジオ活用については、全国的にも評価が高まっています。とりわけ北海道胆振東部地震のときなど、大規模停電の際には、電源が失われるという中で、情報を得ることが非常に困難だったと。防災ラジオというのは非常に有効に働いたということが言われています。

NHKでも最近繰り返し報道もされていますけれども、東京港区では、1台1,000円で防災ラジオを支給する取組が、1,000円で販売するという取組がやられていて、毎日大体五、六台ずつ申込みがあるということだそうです。東京のど真ん中でもそういうことなのかなというふうに思いましたけれども、そういった防災ラジオの活用というのは非常に重要ではないだろうかと。防災ラジオは、通常は普通ラジオとして使っていて、緊急時はオフになっていても自動的にオンに立ち上げて、防災放送を流すという機能があるんだそうです。だから、そういった意味では非常に使い勝手がいいというふうに思うわけです。

私も具体的な使い方を知っているわけではないんですけれども、その際に非常に、私不安に思うことがありまして、本町では、日常的にラジオ電波の受信状態が非常に悪いと、特にというか、かなりいいところが少ないですよね。ほとんどのところでAMラジオは聞き取りが悪いという状況があります。カーラジオでもなかなか拾えないときが多い。実際にそういった実態があるわけですが、そういう際に、例えばワイドFMの活用だとか、環境整備を進めることも重要ではないかというふうに考えているわけです。

他市では、独自にFM局を立ち上げていると、他市ではFM局を立ち上げて防災ラジオと兼用しているということもありましたけれども、こういったラジオの活用については2つあって、いわゆる受信状態の改善を進めるということと、それから防災ラジオについて活用を検討するということについて提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

今、町としましては、防災行政無線のほうで聞こえない方、障害者の方とか難聴地区については、やはり戸別受信機ということで、今、町は対応しているわけでございます。

現在、防災無線機導入して7年を経過しておりますので、改めて戸別受信機の必要な方の調査は行いたいということで、防災情報が全部皆さん方に行き渡るような情報網を確立していかなければならないと町としては思っているわけでございます。

先ほど、永田議員さんからラジオについてという、防災ラジオの活用ということで取組を、 町としましてはどうするのかということでお話がありました。

防災ラジオについて、ちょっと我々としましては、私としましては、正確な数値というのは持ち合わせていないわけでございますけど、先ほどお話がありましたように、防災ラジオですから、場所によっては受信状況が悪くなるところもあるんじゃないかということで考えておりまして、今、防災ラジオを導入するとどれくらいかかるのかというのを調べさせていただいたんですけど、施設整備に7,000万円から8,000万円程度かかるんではないかというお話もお聞きしておりますし、やはり新たな設備導入ではなくて、戸別受信機にて住民の方に利用希望を確認しながら、町としては対応したいと考えているわけでございますけど、今現在では、なかなかそれが厳しいのではないかと思っていますし、ただ、ラジオが災害時に非常に役立つものというのは、永田議員がおっしゃるように、我々としても認識をしているつもりでございまして、これは住民の方のお声も聞きながら、研究をさせていただきたいということを考えております。

FMの話もありましたけど、FMを利用した市もあるということで考えていますけど、これは財団法人で運営されているというお話も聞いていますし、町としましては、町独自で経営するというのもなかなか厳しいということで思っていますので、今後どうするのかというのは、やはり研究課題ということになってくるのではないかと思っておりますので、御理解をいただければと思っています。

議 長(淡田 邦夫 君)

すいません、間もなく12時になりますけれども、4番の一般質問が終了するまで続けさせて いただきます。

4番。

4 番(永田 勝美 君)

いろいろ申し上げましたけれども、要するに2つですよね、防災ラジオが実際に活用できるのか、その有効性について調査をしていただきたい、そういうことと、2つ目は、要するに防災ラジオの活用の際に直接関わってきますけれども、町内の受信状況が非常に今現状悪いという現状があります。これを改善する手だてというのはないのだろうかと、そのことについても是非調査をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。その点についていかがですか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

今調査することは構わないと思うんですけど、実際に防災行政無線を入れてまだ7年しかたっていないわけですね。やはり効率的にこれを今利用しなきゃ、なかなかほかの防災ラジオを検討するというのはちょっと難しいのではないかと、まず、それが財政的な面で考えれば厳しいのではないかと思います。

ただ、やはり我々も災害時に非常に役に立つものと、ラジオを聞きながら、何かあったときにすぐ入るということは、我々も大変重要なことだとは思っているわけでございますけど、今後やはりそのことについては、先ほど申しましたように、住民の方の意見も聞きながら研究をさせていただきたいと。とりあえず今防災無線がありますので、戸別受信機を中心に、難聴地区についてはそれを解決しながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

しつこいようですが、要するに今私は防災無線を否定しているわけではないんです。それを補完するという役割も期待できるのではないだろうかと。防災無線だけで聞き取りが困難なところや、夜間とか、あるいは密閉時になかなか聞き取れないという声もよく聞くわけですね。その際に、防災ラジオというものが併用されて活用されるということができないのだろうかと。設置費用が7,000万円というのは、そういう話は今日初めて聞きましたけれども、そんなふうに費用のかからない手だてというのはないのだろうかと。きちんとラジオが聞こえるところであれば、普通のラジオで聞けるわけですから、簡単に言えばですね。それに防災のデータをマッチングさせればいいだけの話だから、技術的には簡単なことだというふうに思うんですね。その際に、普通のラジオが聞こえないというのが我が佐々町ですと。この普通のラジオを聞こえるようにしておくことは、様々な整備を進める上でも非常に重要だから、このラジオが聞こえる受信状態を改善するための手だてというのがないのだろうかと。今は持ち合わせていないというふうにおっしゃったので、それについては、やはりきちんと調査をして、どういう改善の道があるかということは調べていただきたいということを申し上げているわけです。よろ

しいでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

そこの調査はちょっとまだやっていませんので、それについては調査もさせていただいてやっていきたいと思っております。

ただ、これはラジオといっても、FMを使えば大分電波は飛ぶわけでございますので、FMについても今調査をさせていただきたいと思っていますので、それを導入するとなると、なかなか先ほどもお話ししたようにお金がかかるということもありますので、それからもう一つは、今どれくらい聞こえないところがあるのかというのは、町としてできる限りは調査をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

是非、調査改善を求めておきたいと思います。

最後に、防災の問題の最後ですけれども、防災訓練の実施と防災班の設置について伺いたい と思います。

この間、防災関係の研修というのは、ここ一、二年の間でどれくらいやられていますかということで、これは担当課のほうがお分かりかと思いますので、お答えいただけますか。

議 長(淡田 邦夫 君)

総務課長。

総務課長 (落合 健治 君)

今、防災研修とおっしゃられましたけども、防災訓練でよろしいでしょうか。

防災訓練につきましては、コロナ禍もありまして、令和4年度には実施はできておりませんが、令和3年度に神田町内会、さざん花町内会で実施をしております。今後も各町内会と調整を進めながら、訓練の実施を進めていきたいと考えております。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

すみません、町内訓練は分かりました。

それで、いわゆる行政というか、町の職員の防災に関する研修というのは、担当者の研修でもいいんですけども、研修に参加したとか、そういう実績というのはありますか。全国の町村会等がやる研修会や、そういったものに研修に行くとかというのはよくありますよね。

議 長(淡田 邦夫 君)

総務課長。

総務課長 (落合 健治 君)

ただ今正確な情報は持ち合わせておりませんが、恐らく全国的な研修場等への研修には派遣していないものだと認識しております。

以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

私は、実は三、四年ほど前に全国の研修会に、いわゆる議員研修ですね、研究所が行う議員研修に参加をいたしました。防災については非常に関心も高くて、各市町からの参加は多かったんですけれども、やはりそこに参加してみて、改めてやはり防災を担当する部署というのは非常に重要だと、行政のほうで役場に防災を担当する部署はどうしても必要だと。佐々町は総務課が対応されています。ただ、やはり総務課で課長が何でもやるというのは実際上困難ではないだろうかと。防災の問題は、やはり研究と訓練が欠かせないのではないかというふうに思うんです。その際、私は以前一般質問で、2回ほど総務課に専任の防災班をつくってはどうかと、専任担当者を1名配置して、その兼任のチームを2人ぐらいつけて、3人程度でまずは始めてはどうかという提案もいたしましたが、なかなか機構改革、人手不足等々があって進んでいないということでございます。

それで、改めて提案ですけれども、県の防災担当やそういったところとも協議をして、町の 防災対応体制について診断を受けてはどうかと。要するに、これで十分かということは、十分 ではないということは御承知だというふうに思うんだけれども、十分でないということなんで すけども、最低これだけは必要かということは、やはりあるのではないだろうかというふうに 思うんですが、防災の対応する部署をやはり常設でつくるということについて、どうお考えか ということについて、どなたでも結構ですがどうぞ。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

永田議員がおっしゃるように、全国的に災害が頻発しておるということで、やはり防災の対策というのは重要性が高まっているというのは我々も認識しているわけでございまして、やはり防災の専任職員がいないということで、なかなか小規模な自治体というのは、慢性的な人員不足ということもありますので、ほかの業務と兼任をしながらやっているという結果になっておりまして、本町もそういう同様な結果となっております。

しかしながら、災害時の初動時における対応能力の向上ということで、これは消防庁からもお話がありますので、やはり町としましても、日頃からの防災対策の準備不足とか訓練が不十分なところがありますので、災害の発生時の対応能力については、やはり町としましても、十分課題解決に向けてやっていかなければならないと思っていますし、県ともそういう組織についての協議もさせていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

先ほどの避難所の質疑のところで、町長から災害関連死のお話もありました。要するに、いわゆる防災の対応は、対応を誤れば人の命に関わる課題、あるいは対応が遅れれば人の命に関わるというそういう課題なんですね。だから、そういった意味では行政にとっては極めて、やっぱり責任の重い仕事ということになるのではないだろうかというふうに思うんです。

一昨年ですか、静岡県の熱海で、盛り土の土石流が発生して、たくさんの方が亡くなるという事故がありました。あれについても、いわゆる県の不作為ということが非常に問題になって、いわゆる県が行政的にも訴えられるというような状況が生じています。結局、不作為というのは、やはり何が問題なのかということがよく分かっていないという実態だったんだと思うんですね。

だから、そういった意味では佐々町でも同様に、特に最近の雨の降り方やなんかについては、本当に予測不可能なというか、どんどん心配が膨らんでいくという状況があるわけですから、こういうときに、起きてしまってからではどうにもならない、あるいは不幸にして起きたときに、二次災害をどう出さないようにするのかというようなこととか、非常に重要なテーマなのかというふうに思うんです。

災害が起きなければいいではないかと言うけれども、もともとやはり災害に強い、強靭なまちづくりということが、ハード的にもソフト的にも重要ではないだろうかと。住民の訓練をきちんと行うということや、あるいは今、町内会任せになっているけれども、町としてそういったものについての様々なサポートをする、あるいは町全体の訓練をやるといったことなども、企画するのは兼務では無理だというふうに思うんです、それは。やっぱりそういった意味では、そういう担当課をどうしてもつくる必要があるんじゃないかということを改めて申し上げておきたいと思います。

次に、子育て支援の問題についていきたいと思います。

最初は、学校給食の無償化に向けた取組です。

て、町長の御感想をお聞かせいただけますか。

前回、6月議会で質問して以降、全国で今、子育て支援のいわゆる学校給食の無償化が大き く広がっています。前回の調査、6月に紹介した数からすると、ほぼ倍近く、前回は260程度と いうふうに申し上げておったんですが、今回491自治体に広がっている。ことしになって2倍化 しているんです、無償化した自治体が。九州各県でも、佐賀県は、私、町の4割と言いました けれども、今6割、市を入れた全体でも3割の町が無償化されています。鹿児島県も32.6%、 熊本県は26.6%、大分県が1割程度、宮崎県は23.3%、沖縄県は39%の自治体が給食費無償に なっています。これが今の到達点です。

町長は、国の動向を見て考えるとおっしゃっていて、6月議会では国がやらなくてがっかりしたということをおっしゃっておられましたけれども、やはり町長が言われた、町としては地方自治体の無償化の現状とか、全国規模の実態調査とか、何かをよくやりながら、課題が整理されているということで思っていますので、それを考えながら、今後の動きに注意しながら、町としてどうするかを考えたいというのが3月議会の答弁だったんです。前回の答弁でも、やはり対応については国に求めていくと同時に、他の動向を見ながらというお話がありました。今、紹介しました、6月以降の、ことしに入って急速に広がっている無償化の現状を見られ

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

なかなかよそが広がっているということで私も承知をしておりますし、やはり我々としまし

ても、よそに先駆けて、平成27年度から給食費の軽減負担ということで、今、事業をやってきたわけでございます。

給食費の無償化ということで、永田議員からもお話がありましたように、国が6月に「こども未来戦略方針」の中で、学校給食の無償化に向け、実現に向けた課題の整理を行うということでお話があっておりましたので、町としましては、無償化については記載がないものの、今後具体的な国の動きがあるのではないかと、今考えているところでございまして、知事会においても、令和6年度の施策及び今後の予算に関する提案要望の中でも、そういうことで、学校給食の無償化の実現に向けてやっていくということでお話があっていますので、全国的な活発な動きになるのではないかと我々は期待しているところでございまして、町としましても、なかなかこれを町独自でやるということで我々も考えていたんですけど、総額的に、全体的に5,900万円程度の総額、金がかかるという、これは何回もお話をしておりますけど、財政的になかなか厳しくて、やはり今後は、国、県の動向を見ながらやっていきたいと。どちらにしましても早く、いわゆるこれは義務教育ですから、全国統一的に給食費の無償化というのはやっていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

全国の動向ははっきりしてきたというふうに思います。先ほど申し上げたように、全体の3割近くの自治体が、全国的にも無償化に踏み出しているわけですね。そういう中で、政府は全国規模の実態調査をやるというようなことを言っているんです。政府や自民党の中ではですね。でも、全国規模の実態調査を待ってやるということについては、実際にやるかどうか分からない、まだ決まっていない。その結果を待ってやるという考え方では、まさに政府の言いなりで、どんどん先延ばされていくのではないかと。本来、給食費補助を打ち出してきた、当初の子育てしやすいまちづくりを進めようとしてきた、私たちの政治姿勢というのが大きく後退しているのではないかと私は思うんです。やっぱり見るべきは、政府の動向や他市町だけではなくて、見るべきは町民の暮らしではないだろうかと。毎日朝からコンビニで食事をしながら通勤して、日々の暮らしを支えておられる、そういう方々がたくさんいらっしゃいます。子育て世帯の実態というのは、本当にやっぱり苦しいんです、今。子育て世帯の生活困難というのを考えれば、やっぱりそういう姿勢を改めるべきではないかと。

全国的に3割で実施、都市部でも農村部でも実施されています。子育て世帯の困難というのは全国どこでも変わらないのではないかと。実質賃金は16か月連続で後退しているんですよ。給料上がったと言うんだけど、物価上昇に追いついていない。1年半にわたって、ずっと賃金が下がり続けている、実質賃金はね。実際に給与総額は平均で上がったんだけど、1.3%前年と比べて上がったけれども、7月の数字で見れば19か月連続給料上がったが、物価の上昇に追いつかず、実質賃金は16か月連続で下がっているという実態です。

佐々町は、むしろ全国平均より大幅に所得が低いわけですから、上がっていない、そんなに。 その中で、一方でガソリン代はむちゃくちゃ上がる、加工食品も上がる。10月からはさらに電気料金も上がる。インボイス制度の影響で、フリーランスや小規模事業者の方々には増税が押しつけられる。百均でさえ値上げになっている。これまで55枚入りのポリ袋が33枚入りになりました。30枚入りのマスクが25枚になりました。ガムテープの巻き数が短くなりました。要するに、金額は百均だから同じなんだけど、量が減っているんですね。それほどに今値上げがどんどん進んでいるんです。そういう中で、本当に暮らしを支えていくことそのものが極めて厳しくなっている。子育て世帯は、その上に子育てをし、学校給食費を出さないといけない。こ れをやっぱり応援しようじゃないかという提起なんです。

だから、必要性はお分かりだと思うんですけども、やはり今踏み出すべきではないかと。国、 県が追いかけてくれるならば、医療費でもそうだったように、やはり給食費については、後に、 その分については新たな改善に使えるではないかということを申し上げておきたいと思いま す。

やはり、するなら佐々と言われる町政の本領を発揮すべきときではないかというふうに思いますので、町長の意気込みを改めて伺いたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

私たちも、やはりそれはよく理解しているわけでございます。ガソリン価格の高騰、ウクライナ情勢から物価高騰とかガソリンが高騰いたしまして、それに波及して、全物価が高騰して、なかなか所得が伸びないということは我々も承知しているわけでございますけど、国のほうもそういうことを考えながら、異次元の少子化対策というのをやるということを国も言ったわけでございますので、やはり町としましても、給食費の無償化というのはやっていただきたいと。これはやはり今から少子化対策といいますか、こども未来戦略方針ということで整理をしていただいて、具体的な方策を検討するということになっていますので、是非ともそれをやっていただきたい。

先ほど申しましたように、我々としましても、そういうことをやっていただかなければ、今 現在の財源を調達するというのは、なかなか現状では厳しいのではないかと思っていますので、 やはり国と県に、町村会も県知事会も市長会もそこら辺で、県のほうにも陳情を申し上げたい と、我々もそういうことでやっていきたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思っ ております。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

是非、特にそのことについては、町長が今言われたことについては同感です。国に対して要望していくということは、本当に重要だというふうに思います。

ただ、やはり町としてのできることというのをやっぱりぎりぎり絞り出す、そういうスタンスが必要ではないかと。国がやったらやりますよというんじゃなくて、町は3か年計画、2か年計画で、これ無償にしようと考えている、だから金出してくれという、そういう要求の仕方をしないと国は出さないと思いますよ。国も県もね。だってですね、例えば、子ども医療費の無償化の問題についても、例えば県は、大石知事は高校卒業まで無償化にしますと言ったけども、実際に無償化、県がお金を出したのは高校生の分だけですよ。佐々町で、だから、そのことによってプラスになったのは、高校生の分の医療費無償化に使っていたお金の分が少し浮いただけということですから、実際には、やっぱり町が足を出さなければ進まない問題だというふうに私は思います。

子ども医療費の無償化の問題では、完全無償化に向けて、これについては、国にも県にも要望していくということでございますから、ちょっと時間がなくなってきたので、改めてですね、おおむね1,400万円程度の財源が必要というお話を前回伺いましたので、このことについても引き続き要望を続けていきたいと思います。

3点目、子どもの国保税ですね、均等割の廃止に向けて。これについて、前回少し時間が足りなくて議論できなかったところが、一般会計からの法定外繰入れができないのかということを申し上げました。

これについて、従来ずっと町長はできないという答弁でありましたが、現実には、これはペナルティーがかからないやり方があるんですということで、私は仙台市の事例を紹介しました。仙台市では、国民健康保険法第77条に基づく減免を行っている。この法77条に基づく繰入れは可能ではないかということについて伺いましたが、これについて、調査をするということでありましたので、調査をした結果はどうだったのかということについてお答えいただきたい。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

国民健康保険の国保税の均等割の廃止ということで、子どもさんの、毎回、永田議員から御質問を受け取って、なかなか永田議員が思うような回答ができないということで、大変申し訳なく思っているところでございます。

前回も質問を同様に頂きました。答える中で、子どもたちの均等割の廃止についても協議させていただきたいと申し上げておりましたし、それから、国民健康保険税の地方税法の第717条の規定に基づいて、天災や被災や、それから貧困の特例の特別の事情がある場合は、条例に基づいて減免することができるということで、これは全国的にもこの規定に基づいて減免措置を行っていまして、不足財源はこの一般会計から繰り入れると。これは今までどおりでございまして、条例減免についてでございますが、未就学児のいる世帯、それから子育てをする世帯が特別な事情又はこれに類する減免理由に当たる点においては、私はこれはなかなか厳しいのではないかと思っているところでございます。

また、一般会計からの繰入れについて、先ほど、今お話がありましたように、国民健康保険は、国とか県からの交付金や負担金を除いた財源については、保険料をもって賄うということが原則でありまして、一般会計から繰り入れることができる項目というのは法令で定められているということも御存じだと思っています。

したがって、交付金の減額とかのペナルティーは該当しないということを理由に、一般会計から財源を繰り入れるというのは、私は適切ではないのではないかと考えておりますので、やはり子どもさんの均等割については、対象範囲の拡大と、それから財源措置と合わせて、制度としての整備をされるべきものでありまして、引き続き、国に対して制度改正というのを要望しなければならないのではないかと思っているところでございます。

議員も御承知かと思いますけど、子どもの均等割軽減の拡大については、やはり多くの保険者が認識を一致させているところでございまして、各地方団体も国に対して要望等を行っているところでございますので、こういうことを御理解いただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

理解できないですね、それは。なぜかというと、それは子どもの均等割が一般論として適当でないということについては、一般的な認識が広がってきたというふうにおっしゃいましたが、しかし現実にそれが続いているわけですよ。そして、子どもの均等割を無償化しているところ

もあるんです、町によっては、自治体によっては。そう言われると、じゃあ何が違うのか。それは現状の不自然さ、不適当さに対する思いが違うと。子どもさんの均等割をかけている、子どもにだけ税金をかけるというやり方が、大体正しくないだろうということは分かってきたけども、実際に困っている子どもさんがいるわけですから、佐々町の中に。国保の制度そのものが、本当にほかの被用者保険などにない家族割、世帯割だとか均等割だとかという、そういう課税方式があるということそのものがおかしいわけですから、もともとは。しかし、それに対して、そこについてはいろいろ意見の分かれるところもあるんですけど、現実に高い保険料を払っている、それなのに給付はすごく低い、こういう実態、そしてそれが新しく生まれた子どもにさえ、生まれたばかりの子どもにだって税金がかかるというのは、これはおかしいでしょうと、誰が考えてもおかしいというふうに私は思うんです。

そういう点で、やはり実際にそういう住民の声を聞いて、町の施策、市の施策として現実に 条例減免しているところがある。その分について、繰入れをしているところ、していないとこ ろ、いろいろあると思いますけれども、仙台市の例というのは、私は前回調べて紹介しました。 それをまともに調べてもない、調査もしていないというのは、極めて、それは私は不誠実だと 思います。

要するに、一般質問で質問したことについて、役に立っていないと私は思うんですよ。前回、私はそういうことで、仙台市の事例を調べてくださいというふうに言って、そのことについては、踏まえて検討すると言ったのに調べていない。やる気がないから調べないんだろうというふうにしか思えないじゃないですか。それはやっぱり私は納得できません。これは、是非そういう姿勢は改めていただきたいと、引き続き求めていきたいというふうに思います。

最後の質問に入りたいというふうに思います。

すみません、子育て支援のまとめですけども、いわゆるその均等割の問題と、それから医療費の一部負担の無償化、それから学校給食費の無償化、これは一体のものとしてやはり捉えるべきではないだろうかと。子育て支援のために、1人の子どもさん当たり10万円近い負担が削減できるという見通しを持って質問しています。是非とも議論を進めていただきたいというふうに思います。

最後に、補聴器助成についての検討状況についてです。

改めてこの間検討されてきたことについて、時間もないので、今後の見通しについて答弁を 求めたいと思います。

私は、まず一定の補助を行って、この補聴器を普及させるということについて、町が応援するという姿勢を示すことが重要なんではないだろうかと。町から支援があるのならばということで、補聴器を買おうかという方が増えるのではないだろうかと。そのことによって、高齢者の健康増進にとっても役に立つのではないだろうかというふうに考えるものですけれども、検討状況についてお答えいただけますか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

これは長崎県内で五島市のみということで、永田議員も御存じだと思いますけど、助成制度を設ける場合は、やはり対象年齢とか難聴の程度というのを助成額の設定のために調査をする必要があるのではないかということを考えているわけでございます。

町内で、補聴器の販売店では、定期的に補聴器の相談というのが実施されているようでございますが、町においても、例えば耳の聞こえ相談のような形でできないかということで、今検討をさせていただいておりまして、聞こえの状況を確認しながら、やはり聞こえの仕組みとか

— 令和5年9月 第3回佐々町議会定例会(1日目) R5.9.19 —

補聴器の役割など、専門家から説明してもらうなど、気軽に相談ができるような、必要に応じて病院へ受診できるような相談支援体制ができないかということで考えておりまして、そのような相談を通しながら、補聴器のニーズの調査を行いながら、助成制度が構築できないかということで今考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

体制整備を先行させたいということですね。分かりました。具体的に何か進んでいるところがありますか。担当課からでもお答えいただけますか。

議 長(淡田 邦夫 君)

住民福祉課長。

住民福祉課長(松本 典子 君)

具体的な検討までには入っていないんですけども、今、多世代包括支援センターと連携を図りまして、こういった相談事業といいますか、補聴器相談だけではなくて、健康相談、例えば歯科相談とかそういったことを含めまして、相談するイベントとかができないかということで今検討しているところです。

イベントといいますか、今ちょっと考えているのが、3月と8月に開催しました「さざまる市場」というのを、福祉センターのほうで多世代の主催で行ったんですけども、そういったところで、気軽に町民の皆様が参加できるような相談ができないかということで、今検討している状況です。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

4番。

4 番(永田 勝美 君)

改めて、補聴器助成の問題については、今進められている体制整備については、是非とも進めていただきたい。町内にも聴覚の専門の方もおいでになるということも、お一人ということですけれども、おいでになるということもあるので、是非そういった方々の力もお借りして、聴覚改善の取組というのを広げていきたいというふうに思います。

特に、補聴器の購入支援については、やはり金額的にも非常にばらつきもあるし、全体として非常に高額だということもあるので、いわゆる障害者手帳取得に至る前の、軽度の難聴の方に対する対応というのを是非とも強めていただくということを改めて求めて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

以上で、4番、永田勝美議員の一般質問を終わります。 1時35分まで、暫時休憩といたします。 (12時36分 休憩)

(13時35分 再開)

— 日程第7 一般質問(川副 剛 議員)—

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、2番、川副剛議員の発言を許可します。

2番。

2 番 (川副 剛 君)

2番、川副剛でございます。議長の許可をいただきましたので、質問通告順に従いまして質問させていただきます。

今回は教育委員会のみの質問でございますが、前回は、教育長とは議場でちょっと議論しまして、その流れで教育委員会だけかと思われるかもしれませんが、教育長とはきのう、敬老会で2人でイベントを、玉拾いをしたり、サポートしたりして仲直りをしましたので、今回は何の禍根もないリセットした状態で質問させていただきます。

まず、部活動の地域移行について質問します。

国より、休日の部活動を段階的に地域移行ということで、公立中学校の休日の部活動について、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間として、地域移行に段階的に取り組み、可能な限り早期に実現することを目指すとの方向性が国から示されております。

内容は、公立中学校において、これまで教員が受け持っていた休日の運動部の部活動の指導を、地域のスポーツクラブや民間企業、競技団体に移行する改革であります。

移行する主な理由は、教師の負担軽減、部員数が減少した部活動を継続させることであります。本町でも検討委員会を立ち上げているとのことですが、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育長。

教育長(黒川 雅孝 君)

部活動の地域移行というのは非常に大きな問題でございまして、進捗状況といいますか、現在までの取組の状況ということで御説明いたしますと、令和4年10月26日に、定例教育委員会において、佐々町部活動の在り方検討委員会の要綱を制定しております。

同年11月14日に、産業建設文教委員会で同要綱についての報告をし、令和5年5月から実際に関係団体、佐々町スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員との年度当初の役員会がございますので、その中で地域移行についての説明と、検討委員の推薦依頼を行ったところです。

また、令和5年4月から6月にかけて、先進地である長与町に2回、体育保健課に2回、状況等、また、課題等について聴取をしたり、見学をしたりいたしました。そして令和5年7月28日に第1回の検討委員会、部活動の在り方検討委員会の開催をいたしました。

内容的には、今後課題になるであろうということについて共通理解を図るということ、そして、一応、私どもの概略の考え方を御説明するということをいたしております。おおむね御理解いただき協力しようというようなお言葉をいただいたところです。

そして、令和5年9月1日に関係団体への事前調査、もし部活動が地域移行になったとして、

指導者になっていただけるかどうかという事前の調査を、今月末までということでかけておる ところです。

なお、今後10月及び1月に2回、3回と検討委員会を開催する予定でございます。第1回の 検討委員会でも共通理解したところですけれど、課題を大きく整理すると、一つは保護者、地 域、教師の理解と協力がございます。2つ目は、傷害補償、賠償補償等の事故への対応です。 それから3つ目が、継続性の担保という大きな3つが上げたところでございます。

特に、継続性の担保については、指導者の確保、活動費の確保、新たな組織の確保等が問題となると思いますので、今後の検討委員会並びに諸般の説明において、課題解決に向けた取組をしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

2番。

2 番 (川副 剛 君)

地域移行にする最も大きな理由は、部活動などの残業による教師の精神的負担、身体的負担を軽減することであります。昨今、教師の長時間労働が社会問題になっており、退職される方も多く、教師の成り手も少なくなっております。平日は朝から授業を行い、放課後や土日に部活動を兼務する教員の長時間労働が問題になっており、地域移行が進めば連休を取ることが可能になり、教師のプライベートも充実でき、精神的にも負担が減る。

部活動を担当する教員の負担を減らして、授業へ注力しやすい環境を作ることができるということなんですけども、先ほど検討委員会、長与町を参考にされているとおっしゃっていましたけれども、どのような具体的に参考になるような研究データがありましたでしょうか、お尋ねします。長与町の。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育長。

教育長(黒川 雅孝 君)

長与町については、先ほど上げました3点が非常に大きな問題だということで、そのことについて長与町、体育保健課に聞き取りを行ったところです。

その結果については、一つは教師、保護者、地域の理解、これは、長与町は3年かかったとおっしゃっていました。かなりかかるのではないかなと思っておりますけれど、まずは進めていかなければいけないのかなと思っております。

それから、傷害補償、賠償補償については、スポーツ安全保険のほうで賄っているということでございました。

それから、3点目の継続性の担保というのは、長与町にはそもそも長与町スポーツクラブというのがございました。総合型スポーツクラブを母体として、実際に一部競技では3中学校を連合した活動をしておったという歴史がございました。それを受皿として活動といいますか、現在の姿がある、休日の部活動移行が今年度から実施できたということでございました。それらを参考として、この前の検討委員会でいろんなことについてお話をしたところです。

議 長(淡田 邦夫 君)

以上です。

2番。

2 番(川副 剛 君)

スポーツクラブが長与町はあられるということで、佐々町にはないですよね。というのも、 やはり国からの指示がかなりざっくりしたものでして、部活動の地域移行については、その地 域の実情に合わせていかなければならないというふうで、具体的に細かいことまで決めるのは 各自治体で自治体の裁量、判断が大きいと。

長与町はもちろん参考にはなるんですけども、子どもの数や地域性などを含めると、ジグソーパズルのように佐々町にきれいにはまるのかというと、それはちょっと懸念があるんですけども、そもそも国からの地域移行の具体策が不明瞭であり、ほかの自治体もかなり手探り状態なんですね。

次に、お尋ねしますが、地域移行のメリット、デメリットはどのように考えていらっしゃる のかお尋ねします。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育長。

教育長(黒川 雅孝 君)

メリットといたしましては、議員がおっしゃったように、何校か連携した部活動を行うということで、急激に進む少子化の中でも部活動の存続が可能となるということ。これが一つのメリットでございます。

それから、教師にとっては、本町の場合4、5、6月の中学校の教師の平均残業時間が大体60時間でございました。休日が部活動から離れるということになれば、そのことについて一定改善はできるだろうというふうに思ってはおります。

これはまた、専門性の高い、地域の優れた指導者等が確保できれば、より専門的な指導を受けられる。教師の場合は私もそうでしたけれど、専門外といいますか、やったことがない部活動を持つということがございましたので、そういうことが大きなメリットになろうかなというふうに思っております。

デメリットというよりも私自身の懸念でございますけれど、その一番は、部活動は単に競技力の向上だけが目標でなく、人間関係であるとか協調性であるとか、協力であるとか、寛容な姿勢等を学ぶ場にもなっております。

地域の優れた指導者も多く、そのことを理解した活動がなされていくとは思っておりますけれど、学校を離れた場合、そのような部活動の意義が守れるかどうかという、私の個人的な懸念を持っているところでございます。

また、課題として先ほども言いましたように、指導者の継続的な確保、活動費の確保、学校を離れた、本町の場合は受皿がございませんので、その組織をどう構築していくかという懸念、課題があると思っております。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

2番。

2 番 (川副 剛 君)

そうですね、教育長が答弁されたようにメリットは、やはり教師の負担軽減、あとは教師が経験したことがない部活動を現在顧問しているという状況で、例えばサッカーが得意な先生がバスケの顧問をしていたりとか、要は外部指導者に委託すると、外部指導者の専門的な技術的な指導を受けられるというメリットもあります。デメリットは、私が一番考えるデメリットは、

まず保護者の金銭的負担が増えるのではないか。

地域でスポーツを行う場合、生徒が安心できるよう災害共済給付金制度と同様の補償が受けられるスポーツ保険を整備する必要があり、それらを含めた施設、利用等、利用費等、保護者の負担が増えるのではないか。本町ではありませんが、全国的にはあるということで、資金援助については、地元企業の協力、支援を得たり、ふるさと納税を使っている自治体もあります。

保護者の負担軽減は最重要課題だと思っております。ですが、私は保護者の部活に対する考え方、意識も変えていく必要が今後あるのではないかと考えております。まず、部活動は無料ではないと、教師のボランティアで成り立っており、教師に絶対的報酬を求めるのはいかがなものかと感じております。

その上で、部活動も塾と習い事と同じように同じ位置づけで、受益者負担であるべきではないのかと感じているところであります。その上で、困窮世帯の生徒も部活動が継続できるように、金銭的負担について自治体がサポートしていくシステムづくりが必要ではないかと思っております。

次は、先ほど問題点を上げていただきましたけども、もう少し明確に問題点、クリアしなければいけない課題を伺いたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育長。

教育長(黒川 雅孝 君)

クリアしなければならない課題ということでございますけれど、検討委員会でも御説明したところですけれど、実は本町の場合は、令和4年が407名、中学校の生徒数です。令和5年が456名、令和8年をピークとして、推計でございます、令和14年くらいから17年にかけて少し減ってまいります。17年が406名と推計しております。しかし、急激な減少はもう起こらないではないかと、今のところ予想しておるわけです。

その中で、もう一つの課題である教職員の時間外勤務の状況、これが多いというのは事実でございます。そのことについて、保護者の御理解をいただくということが非常に大きな問題ですし、組織上の課題としては、特に継続性の担保として指導者の確保、活動費の確保、そして一番問題なのがしっかりとした組織を作り上げるということになってくるだろうと思っております。

そして、その組織の中で保険加入の手続であるとか、具体的に言えば、協会への登録であるとか、指導者の謝金払い、運用費の管理、練習場所時間の割り振り、入退部の整理等々、事務的なことというのは結構出てくるだろうなというふうに思っているところです。

議員御指摘のように、地域移行になった場合の、部活動にかかる保護者負担でございますけれど、よろしゅうございますでしょうか。ここまでは、あくまでも第一回目の検討委員会が終わったばかりでございますので、答弁は現時点での考えということでお答えしてよろしいでしょうか。

長与町の場合が、全て長与町に習おうとは思っておりませんけれど、長与町の場合が、指導者に対して1時間当たり1,000円、休日3時間の活動ということで1回につき3,000円ほどの謝金を出しております。

私どももその辺りが妥当ではないか、そしてその分については受益者、保護者負担ということで考えざるを得ないのではないかなというふうに考えているところです。

また、保険については、現在、学校の部活動であれば、学校の安全保険のほうで補償がなされております。学校事故ということですね。学校離れることになれば、新たにスポーツ保険800円程度で2億円でしたか、補償がある保険ですけれど、それに入らなければならないという負

担増もあるだろうというふうに思っているところです。

それに加えて、いわゆる地域の指導者が指導なさるということですけれど、当然、保護者の 指導者に対する協力等も負担として増えていく可能性があるなというふうに思っているとこ ろです。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

2番。

2 番(川副 剛 君)

私が考える大きな問題点として、先ほど出ました人材確保と管理の2点ですけども、人材確保はどうするのか、これはほかの自治体も相当頭を悩ましておりまして、例えば離島では、もう外部人材が見つからないと、そうすると先生がやらないといけないという状況なんですね。もう人口が少ない非都市部では、人材確保が困難になっている状況であります。やはり教師がやるというふうに考えると、手当て、報酬が適正な金額であればやりたいという教師の声もあって、手当て、報酬の金額が重要だと考えております。

地域移行になっても、部活動を生徒の人間形成の場として捉え、引き続き携わりたいという 教師の声もあります。文部科学省ではそういった事情を加味し、兼職については本人の意思を 尊重し、100時間までは副業として許可しております。教師であれば吹奏楽部などの運動部以外 も解決できると、たしか長与町は運動部だけだったと記憶しているんですけども、吹奏楽部な ども対応できると、教師でしたら。

また、教師にも多様な考え方の方がいらっしゃいまして、部活をやるために教師になったわけではないという人もいらっしゃいますし、自分が生徒のときに部活をやっていて、その顧問の先生を尊敬していて、自分も同じように生徒に教えたいと、私はどちらも正しい意見だと考えます。保護者からすると、引き続き先生にやってほしいという声も多いようです。教師が監督をできない場合も考えて、外部委託も同時に進めていくべきだと考えます。

大学生に委託している自治体もあり、大学生にしてみると、大好きなスポーツを教えることもできて、かつアルバイト料も出るということで、大学生には好評な自治体もあるとのことです。本町も大学が近いとのこともあり、検討の余地があると考えます。最終的な受皿まで考える必要があると考えます。

先ほど1時間1,000円という単価が出ておりましたけども、どうでしょうか、その金額で果たして肌感覚で来られるのかなというのが疑問なんですけども、それで3時間までしか出ないんですよね、それでやりたい人がいるのかというのはちょっと難しい質問ですけども、肌感覚でお尋ねします。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育長。

教育長(黒川 雅孝 君)

確かに、休日を割いて活動していただくということで、3,000円が妥当なのかどうなのかというのは、私自身も明確な答えは持っていないところですけれど、長与町の場合、1時間当たり1,500円で始めたそうです。そうすると赤字になってしまったと。

そういうこともありますし、現在、教職員には、休日2時間半以上の部活動の指導を行えば2,700円の手当が出ておるというところもございます。これも今後の検討でしょうけれど、現在は3,000円が妥当なのかなと個人的に考えているということで御理解いただければと思います。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

2番。

2 番(川副 剛 君)

まあ、感覚的に1,000円だとちょっと来ないような感じはしますけれども。

続いて管理の問題ですが、大きい問題ですし、先ほど申したように地域の実情に合わないといけない難題でありまして、果たして教育委員会だけで運営できるのかという懸念もあります。相当な事務量が想定されます。運営団体の確保、地域人材の確保、費用負担の在り方、円滑な移行には、この3つのハードルを丁寧に解消することが欠かせない。

さらに、移行先となる運営団体や指導者に、子どもに大罰がふるわれたり、事故防止のため 教育者としての資質を確保し、ガイドラインの理解と遵守を図るために、教育委員会は関係者 に対する研修なども必要になってくると思われます。

先ほど答弁がありましたけども、組織づくりを考えているということで、私も学校がやっていたような指導管理から事務まで総括できる事務局が必要ではないかと考えております。ハード面とソフト面の両方を兼務できる事務局が必要ではないかと。教育委員会で全てできればいいんでしょうけども、やはりこのような統括する事務局の検討、第三組織、具体的にどのように考えていらっしゃいますでしょうか、お伺いします。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育長。

教育長(黒川 雅孝 君)

各町ともいろいろな教育長会等で話題になるわけですが、一番課題になるのが受皿、組織、 事務局の設置でございます。適当な母体がない。例えば長与SC、そういう受皿的な存在がな いということでございます。

現在、本町の場合、さっき申したような体育関係の関係団体がございますけれど、どこもそれはちょっと今は難しいだろうと思っておりますし、議員御指摘のように文科省が示しているのは、そういうスポーツ関係の団体であるとか、大学であるとか、民間であるとか、同窓会であるとか、保護者会であるとか、一覧総花的にいろんな学校を取り巻く組織が書いてあって、その中で、本町の場合この組織ならやれるという組織は、現在の時点ではちょっと私自身決定すること、指定することは難しいなと思っております。

しかし、令和8年から地域移行という国が言っておりますので、走りながら考えていかなければしょうがないのかな、しっかりとした組織が出来上がるまでは当分の間、教育委員会が主導する形で形決めはしていかなければしょうがないのかなというふうには思っているところです。

御指摘のように事務局の設置というのは、これはもう必須ではなかろうかなというふうに思っているところです。

それから研修については、現在、スポーツ少年団、年に1回、母集団研修というのを行っております。そのあたりと関連づけながら指導者の姿勢、先ほどおっしゃいました、体罰とか指導方法について、そういった研修が組めないかなというふうな考えを持っているところです。 以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

2番。

2 番(川副 剛 君)

私の友人が名古屋市で中学校の先生をやっているんですけども、生の声を聞くために、久々に何十年かぶりに電話したんですけども、サッカー部の顧問をやっているんですけども、土目も潰れるし、生徒が好きだからやっているけれどもプライベートはないと。そこの中学校においては、野球部を監督する人がいなくて廃部になりそうだったんだけども、保護者の猛反対がありまして教頭がやっていると、ほかの部活も先ほど言いましたように、サッカーが得意な先生がバスケを顧問したりとか、現状は何も変わっていないと。

このままでは教師のなり手不足に絶対なるというふうに言っていまして、働き方改革が第一目標であるならば、一刻も早く学校と切り離してほしいというのを切実に言っておりました。 地域移行にする期間が大体3年ということがめどなんですけども、このままでは、ある程度 煮詰めていかないと、生煮えのままでは何回会議をしても結構同じことなのかなと思いますの で、教育委員会は難しいかじ取りを迫られていると思いますけれども、是非チームで何とかこ の難題をクリアしていただきたいと思います。

次の質問にまいります。ラーケーションについて。

まず、ラーケーションの説明なんですけども、学習という意味のラーニングと休暇という意味のバケーションを組み合わせた造語で、子どもたちが保護者とともに学校外で体験をするために、年3日までなら欠席扱いにならない休みを取れる新制度でありまして、愛知県の大村知事がやりだしたんですけども、愛知県の名古屋市を除く小中学校、特別支援学校で始まっております。

サービス業に従事している親と過ごす時間が増え、子どもの人格形成にも良い影響を与えるとして、この新たな休暇の制度の導入について、保護者からは好意的な意見が上がっております。家族で旅行にも行ける。罪悪感もなく行けるので、自営業やサービス業、病院勤務の保護者の方からは好評だそうです。

日本有数の温泉地、大分の別府市も同じような制度を導入しておりまして、別府市は観光業者の市民が多く、市民から、子どもと休みが合わず家族旅行ができないという声が上がっておりました。そこで別府市もラーケーションと同じように、年3日までは欠席扱いしない取組を行っております。

予算も伴わないことですし、本町で3校しかないですから、すぐに導入できそうな気もする んですけども、いかがでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育長。

教育長(黒川 雅孝 君)

議員がお話になったように、新しい発想での取組に私もあそこで見たときびっくりいたしました。普通、こういう取組は、今までは考えたこともございませんでしたが、愛知県で本年9月以降から実施ということで、議員もおっしゃっていましたけれど、愛知県のラーケーションは、学校外での体験や学びの活動を子どもが保護者と一緒に計画し、平日に実行できる日で、登校しなくてもいい日、いわゆる忌引き・出席停止扱いとするということです。

そもそも出席停止、忌引き停止というのは、いわゆる忌引きのときとか非常、災害、伝染病 等で使われるわけですけれど、これをかなり研究なさったと思います。教育上、特に必要であ る場合という一行がございます。 ただ、これは、普通いわゆる非行に走ったとか、こういうことで出席停止という重い処分のときに使われるものと、私、解釈しておりました。それを家族との学びの場ということで考えられたということを非常に驚きでもございました。

愛知県の場合は、ラーケーションという考え方から学びの要素が必ずあること、保護者と一緒に行うことが必要とされております。

別府市の場合は大体同じですけれど、市外への家族等の旅行が対象となる。旅で学べというような発想でやられておるようでございます。

確かに、休日に休みが取りにくい保護者の家庭では、保護者が休みの平日に、子どもと過ごせる機会が増えることや、教育的には子どもの主体的・体験的な学習を推進する効果もあると考えておりますけれど、しかし、コロナで7日とか5日とか休んでおりましたから、学習の遅れというのはそう気にしなくていいのかなと思いますけれど、ただ、どれくらい活用されるのかといった疑問もあるところでございます。

決して批判的ではなく新しい取組ですから、今後、メリット・デメリットの評価がなされていくだろうというふうに思っております。その効果が検証されると思いますので、その検証結果に注視しながら、本町はどうあるべきかということを考えていきたいなと思っているところです。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

2番。

2 番(川副 剛 君)

年に10日以上休むと学業に支障が出るというデータもあって、3日程度なら問題ないと思われます。結局、家族旅行かと批判的な意見もあるようですけども、そもそも学校も観光地やテーマパークなどには遠足や社会科見学、修学旅行で行っておりますので、もうその点は問題ないかなと思っております。

これからも全国的にこれは広がっていくのではないかと思っているんですけれども、むしろ個人的には国の制度としてやっていくべきなんじゃないかなと思うんですね。もう土日に集中するんじゃなくて、平日に分散することによって、経済活性化になるのではないかなと思っています。何とかプレミアムフライデーとか、何とかマンデーとかあるんですけども、こういうのをやっていったほうが、経済が活性化すると私は思っております。佐々町も自営業の方が多いので、是非検討していただきたいと思います。

次の質問にまいります。小学校、中学校の熱中症対策について。

言わずもがな毎年、毎年猛暑でありまして年々暑くなっております。もう10年後には佐々町でも38度ぐらいになるのではないかと私は思っております。教室にはクーラーがついているんですけども、登下校、部活動の後などを含めた熱中症対策はできていますでしょうか、お尋ねします。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育長。

教育長(黒川 雅孝 君)

学校における熱中症対策についてでございますけれど、熱中症予防については、毎月1回開催する7月の校長研修会で指導を行うとともに、8月24日付で対応について各学校に通知をしたところです。

通知の内容としては、校外での活動や行事、体育の授業については、熱中症予防の指針、公益財団法人日本スポーツ協会がまとめたものでございますが、それを参考に延期または中止等も含めた柔軟な対応をするということ。

それから登下校、野外での活動時の帽子の着用や、冷却効果のある用具の使用、授業中の給 水等について、柔軟な対応を行うようにということを通知したところでございます。

確かに議員御指摘のように、校内の活動は、令和元年に体育館以外の空調設備が整備され、 佐々町立小中学校空調設備運用の指針に従って温度調整がなされており、普通の授業において は効果的に活用されていると思います。

また、部活動については、移動式のWBGT計、ストップウォッチにちょっと何て言うんですかね、角が生えたというか、そういう形のやつですけれど、各顧問がそれを所持し、その時々の場所やWBGTに応じた活動がなされておるところです。

なお、熱中症が発生した場合の緊急対応について、全職員の共通理解と危険と判断したら躊躇なく救急車を要請するようにと指示をしているところでございます。 以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

2番。

2 番 (川副 剛 君)

熱中症に気をつけろと、気をつけてくださいと。これだけじゃもう駄目なんですよね。もう 実質的にその体を冷やしていかないといけないということで、それも大事なんですけども、も う自主的に費用をかけてやっていくべきではないかと私は考えております。

まず、ほかの自治体の例を挙げていきますけども、まず小学生の登校なんですけども、熱中症対策として兵庫県たつの市では、ランドセルと背中に挟める冷却シートを、市内に通う小学校全て児童約3,800人にも配布しております。児童からは大変好評だそうです。最近は朝も暑いのでパッドももちろん効果的なんでしょうけども、帰りがもう本当に暑いんですね。私も3時ぐらいにたまに娘を迎えに行くんですけども、もう本当に暑い、9月の中旬に差しかかっていますけど、全然もう8月と変わらないですね。迎えに来られる方はいいんでしょうけども、迎えがない子どもたちは、この炎天下の中を20分、30分かけて汗だくになって帰っていくわけです。もういつ倒れてもおかしくないです。

そこで、私が実務的に提案したいのは、先ほど説明したランドセル用冷却パッド、それと業務用冷蔵庫と業務用の製氷機であります。これはなぜかと申しますと、冷蔵庫は先ほど説明したランドセル用冷却パッドを冷やして、帰りにキンキンに冷えた状態、それを挟んで下校することができると。お茶も冷やせると、製氷機なんですけども、氷をお茶に入れることもできます。

これは日立市でも先駆けてこれをやっておりまして、業務用の冷蔵庫と製氷機を導入して熱中症対策をしております。7月から9月まで業務用の冷蔵庫で冷やしたペットボトルを下校時に全生徒に配っております。製氷機に関しては、熱中症対策もありますが、突き指や骨折、捻挫、打撲などの応急処置にも使っているということです。体育館には冷凍庫も設置しております。現在、本町の小中学校には体育館にはクーラーがついておりません。早急に対応すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育長。

教育長(黒川 雅孝 君)

先に答弁いたしましたように、令和5年8月24日付の熱中症予防事故の防止についてでは、登下校や野外活動での帽子の着用や冷却効果のある用具の使用については、柔軟な対応ということで非常に漠とした通知になっておりました。議員御指摘のように、ランドセルの冷却パッドや首にかける冷却グッズ等の具体的な例は記載しておりませんでした。

一つには、実際に運用する学校現場の考えを聞く必要があると思っておりますので、町内校 長会に諮り検討したいなと思っております。冷却パッドや隙間を開けるタイプのランドセルの 背中のところに入れるようなタイプ、いろんな知恵があろうかなと思っておりますので、少し 研究をさせていただきたいなと思っています。

なお、日立市の例もお教えいただきましたけれど、学校への製氷機、冷蔵庫の設置についても衛生管理の問題、運用面どこに置くかとか、幾つ置くかとか、何人分だとか、日立市の場合はこれは私が調べたところ、水は市販のやつを配っているようですね。そうすると、給食費が上がるとかいろんな課題もございますので、これも学校現場の意見も聞きながら研究させていただければなというふうに思っております。

ただ、製氷機についてはいい知恵をいただいたなというふうに思っております。ありがとう ございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

2番。

2 番 (川副 剛 君)

もう来年はことしより涼しいことはないんですね、もうハワイのような快適な夏はないです、 あのいい感じのですね。もう絶対来年も猛暑ですので、もう絶対検討していただきたいと思い ます。

そして部活動の後、これもまた問題でして、山形県内では、ことし7月に、米沢市の女子中学生が部活動帰りに自転車の横で倒れられていて、発見されて熱中症で亡くなっておられます。 部活動の際には約20分間隔でこまめに水分補給をしていたということで、部活動時は多分大丈夫だったんでしょうけども、自宅に帰る自転車で熱中症になったのではないかと思われます。

これを受けて、山形県教育委員会は、県立高校や公立中学校などの体育館に冷房の設置を検討しております。このように登下校時は盲点でありまして、家に着くまではもう安心できない、そういう時代になっております。一刻も早く検討すべきではないでしょうか。子どもの命優先で導入していただきたいと意見を申し上げておきたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

先ほど、これは永田議員からも御質疑がありました。

やはり災害時の待機といいますか、必要になりますので、災害時で対応できないかということで、町としましても防災・減災事業債が使われれば、町として体育館にも起債申請をしてみて、できれば早くそういう対応をさせていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

2番。

2 番 (川副 剛 君)

迅速に早急に対応をお願いしたいと思います。 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長(淡田 邦夫 君)

以上で、2番、川副剛議員の一般質問を終わります。 25分まで暫時休憩といたします。

(14時14分 休憩) (14時25分 再開)

— 日程第7 一般質問(橋本 義雄 君)—

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。 8番。

8 番(橋本 義雄 君)

8番、橋本です。議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らさせていただきます。

今回は、佐々川河口沿道の現状と改善について、公園管理の現状と今後の管理について、北部に河川公園を、佐々川沿い道路の舗装についてを質問させていただきます。

まず、最初に、佐々川河口沿道の現状と改善についてでありますが、佐々川河口小浦ジョギングコースですが、私もちょくちょく行っているんですけども、この前8月は、草とカズラで覆い、歩かれる状況じゃありませんでした。また、9月6日に行ってみますと草刈りはなされていましたが、そういった、住民の方が散歩しておられるジョギングコースでありますから、定期的に管理をするべきだと思います。今後、近隣の環境保護や福利厚生イベント等で、前向きにそこを検討されたらどうかと思います。

小浦浜線支線 ($\dot{z}-1$) の法面は、河津桜が700メーターにわたって植えてあります。そこも、草とカズラで覆われていました。この周辺の管理をすれば、ジョギングコース、河津桜、そして工場団地を活用したイベント等もできるんじゃないかなと、逆にイベントのほうに持っていったらどうやろかということですけども、町長、どう思われますか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

議員の御質問の佐々川河口の小浦の海岸のジョギングコースは、議員も御承知のこととは思いますが、長羽恵海岸という名称で、土地は農林水産省の所管の土地でございまして、長崎県が農地海岸の指定を受けておりまして、整備完了している護岸でございまして、全長が1,251mということでございます。

しかし、農地海岸の指定といいながら、背後地には、整備された工場団地というのが利用しておりますし、県の所管部署では、農林部でございますが、維持管理に関わる予算確保が厳しい状況であるということはお聞きはしておりますけど、そういうことで現在、町の道路の維持

補修班で除草作業を行ったところでございます。

また、小浦浜の支線-1の道路敷きについては、道路維持補修班で年に一、二回は除草作業を行っておりますが、夏場の草の生い茂る時期には、御指摘のような状況があったと思っておりますが、今後は適切な時期に対応できるようにしたいと考えているところでございます。現状を見ますと、御指摘のエリアというのがジョギング、ウォーキングをする上で適した場所であるとは思いますが、地域の方々に快適な健康づくりができるように対応してまいりたいと考えているところでございます。

イベントの開催については、議員も確認されていると思いますが、ハマボウは、長羽恵海岸の工場団地側に多く自生しておりますので、かなりの雑草が生い茂りまして、ハマボウを観光資源に結びつけるよう整備するには、やはり県の管理地ということは御存じと思いますけど、ということもありますので、相当な費用と時間がかかると考えておりますし、ことし3月に「さざ・さわやかウォーキング」とミニ食育フェアを開催して、近くまでは歩かれていますので、そういうイベントが検討できるかというのは、今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

8番。

8 番(橋本 義雄 君)

今、町長から言われましたけれども、県の用地であるっていうことは分かっております。ただ、そのハマボウについても、自然に群生しているハマボウなんですよね。

それで、今、もうにぎわいを見せた町内マラソン大会も中止になりました。それから、栄町通りの大綱引きも行事がなくなったと聞いております。そういう中に、小浦地区には、イベント等を行う条件が整っているんじゃないかなという気がするんですよ。サン・ビレッジのグラウンドがありますね、そしてジョギングコース、河津桜、そして小浦浜支線-1の対岸にはハマボウが咲いています。そういうことで、小浦工場団地に入職されている企業等の皆さんの協力も得ながらですよ、そして地域を元気づけるイベント等ができればなと。そういう自然を活かしたイベントとかできればなと思って質問しているわけですよ。そうする、もうそれにはやっぱり、ちゃんとした管理をする。管理をするにはやはりもう、年に何回管理するんだと。そういった、もう予算を立ててやったらどうでしょうかね。

そうすると、また県の管理といいますけども、市瀬の河川敷は、県が燃料とか何とかやって 管理をさせているんですよ。そういったことも視野に入れてできないのかなという気もするん ですけど、どうでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

これは農林部のほうの管理で、同じ県でも農林部の管理で、草を切ってもすぐ生えてくるということでなかなか難しいわけでして、草刈りの回数を増やして、そういうイベントをするのか。まあ、サン・ビレッジを中心にって考えれば、逆にサン・ビレッジから考えれば、ハマボウなんかが咲いている今の桜づつみのほうが大変、住民的に、歩くのにちょうどいいんじゃないかと私は考えまして。逆に考えれば、そっちのほうを整備して、そこからずっとサン・ビレッジに導いて、この前もそういうコースで、先ほど申しましたような、さわやかウォーキングとミニ食育フェアを開催したわけです。大変好評だったと思っていますので、そういうことが、

まあ、草刈りは草刈りでやるわけでございますけど、そこのハマボウを中まで、工場団地の中まで入ってやるっていうのはなかなか厳しいのではないかと今のところ考えているところでございまして、やるなら逆に、サン・ビレッジから佐々川の桜づつみを通って、あそこにハマボウも咲いていますから、向こうもですね、そこを利用したほうが効率的にいいんじゃないかということで考えているところでございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

8番。

8 番(橋本 義雄 君)

今、サン・ビレッジから桜づつみのほうにということでございますけども、ハマボウは太陽の出るほうに花が向くんですよ。ですから、サン・ビレッジの、訓練校の裏にずっと支川がありますけれども、そこがちょうど、道路に向かって花が咲いているんです。ですから、ハマボウを見るのはそこが一番いいんですよ。

そういうことで、ほかの団体とも力を合わせて何とかできないかなと。とりあえずは、ジョギングコース周辺の管理をちゃんと計画を立てると。そして、地域の皆さんが気持ちよく散歩、ジョギングをできるように管理してもらいたいと思います。そうすることで、私は逆に桜づつみ、それから佐々川の河口からずっと上っていって、そして桜づつみ、そして市瀬の河川公園、皿山公園、そしてその上流にというような形の中で、散歩コースをつくったり、ウォーキングコースをつくったりすれば、これは長崎県一のウォーキングコースとかになるんではないでしょうか。

やはり自然を活かした、佐々町が誇る自然を大切に、町民の一人一人が生涯にわたって輝き続けるようなまちづくりを進めますと、町長はその基本目標にうたってありますね。そういうことで、できたら、今言った係っていうのはもう課長さんみんな寄って考えんば、教育委員会も、それから総務課も、それから企画もあるんですから、そこのところを少し検討してもらえばと思いますが、いかがですか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

橋本議員がおっしゃるように、一番河口から市瀬、神田までの佐々川を、沿線をずっと、散歩コース、ジョギングコースをつくるというのは大変理想でございますけど、古川のところで切れてしまうわけです。あの国道で、横断で切れてしまうわけです。だから、なかなか難しいわけでございますけど、町としては、どうすれば一番いいのかというのは、今後とも県と協議をしながらやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

8番。

8 番(橋本 義雄 君)

早急には難しいかもしれませんけど、管理だけはちゃんとできると思いますので、そこのところをよろしくお願いいたします。

それから、次に移ります。

またこれも管理の問題ですけども、公園管理の状況と今後の管理についてということで、皿

山公園、真竹谷、桜づつみ、千本公園の管理の状況を見てきました。

皿山公園は、滑り台や遊具、立派な遊具ができていますけども、設置されておりますが、それ以外のところは、足を踏み出す間もなく、草やカズラが覆い大変な状況です。また、皿山公園の窯体験施設の前の広場も同じです。広場、遊具はきれいにしていますが、上に上る階段は通れない状況であります。そして、長崎県指定文化財の窯跡も草が覆い、イノシシから荒らされていました。

真竹谷のしだれ桜は、業者を入れて樹勢回復をなさっておりますが、あのような草を生やしていては、樹勢回復にはなりません。

千本公園、弓道場の草も大変な状況でした。

桜づつみにおいても、河津桜を大きくする管理をしてもらいたいなと思います。

今どういう管理をされているのか、また今後どう管理されていくのかをお聞かせください。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

維持管理については、建設課の道路維持の補修班を中心にして、一部をシルバー人材センターに委託を行いながら定期的に草刈りをやっているところでございますが、議員の御指摘のとおり、全体的な量も多いし、それから十分手の行き届いてないところもあるという状況でございまして、何しろ、物すごく草生えるのが早くてですね、なかなか厳しいところでございまして、令和4年度の実績では、シルバー人材に12回、道路維持補修班で39回の51回のうち、真竹谷はシルバー人材センターで2回、道路維持補修班で4回、計6回の草刈りを行っているわけでございますけど、なかなか思うようにいかないということで、広さがありますので、なかなか難しいところでございますが、夏場の草の生える時期に、御指摘のような状況であっていますので、今後はやはり適切な時期に対応できるようにですね、草刈り等をやっていきたいと思っております。

それから、桜のことでお話が今ありました。桜の管理でございますけど、令和5年度において樹勢回復の委託業務を行うということでしております。樹勢回復後もやはり経過観察を行っていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いしたいと思いますし、今後、公園管理については、現状の道路維持補修班やシルバー人材センターなどで委託など、今後、状況を見ながら、早めに管理体制を研究したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

8番。

8 番(橋本 義雄 君)

今、皿山公園とか、今言ったところを私ずっと見てきたんですけど、もうこのままいくと、 あの遊具以外の上は山になってしまうんじゃないかという心配があったもので、もうあえて、 きょう質問をしました。

やっぱり時期として、4月前、それから梅雨時期、そして9月、3回しっかりやっとけば、 あのような状況にはならんと思うとですよね。そこのところをどうですか、建設課長。

議 長(淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長(山村 輝明 君)

今、議員御指摘のように、4月と梅雨前と9月に草刈りをしたほうがいいということなんですけれども、先ほど町長が申していましたように、面積的にも非常に広いところでございまして、なかなか手に負えてないのが実情ですけども、今後なるだけそういうふうになるように努力していきたいと考えております。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

8番。

8 番(橋本 義雄 君)

そして、皆さん、その公園は、遊具だけじゃなくて、全て諸先輩方がですね、ちゃんと公園をつくって頑張っておられるんですから、ちゃんとした管理をしてもらいたいと思うんですよ。そうすることを前提として、まず、教育委員会は、口石小学校、佐々小学校、中学校、管理の選定とか何とかピシャッ、ピシャッと書いてありますね。建設課もですね、これは、皿山公園、真竹谷、桜、それから千本公園、そしたら、そういったところもちゃんと、箇所箇所ごとに予算を組んで、やっぱりちゃんと予算を組んどかないと、全体的で予算を組んでいたら、ああ、もう仕事もできんやったけん、向こうはできんやったというような形になりますので、そういった予算の組み方をしたらどうかなと思うとですけど、町長、どうでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

先ほど課長からもお話がありましたように、やはり皿山公園全体を伐採するというのはなかなか、一遍に、予算をつけるというのは、物すごくお金がかかるわけです。橋本議員も御存じのように、あの広さを毎年、年に3回、4回、全面積をやっていったら、とてもじゃないですけどお金が幾らあっても足りません。だから、時期時期に効果的に、やっていかなければならないと。

それから、人が入らないところじゃなくて、人が入るところは、やはり効果的にきちっと除草作業をやっていくように心がけて今後ともやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

8番。

8 番(橋本 義雄 君)

それは面積が広いから大変だと思いますが、いろんな方法を考えてですね、管理をすることを考えたらどうなのかなと思います。町内外からお客さん来ます。交流人口の増加を図るとしたら、やっぱり来てよかったなと、きれいだなと言われるような公園の管理をしていただければと思うんですけれども。

それと昔、管理人として2人か、常時置いとらしたですね。そういった管理人さんを少しずつ、2人でも置いて、少しずつでもいいからすることによって、3回で済む、そういった工夫もちょっとしてみたらと思うんですけども、まずは、ちょっとした予算を、今言った箇所箇所の予算をちょっとはじき出してみてもらえんでしょうか。そうしたら、大体どのくらいかかる

っていうことは分かりますので、そういうことをお願いして、この質問を終わります。

続きまして、北部に河川公園をということで、もう私も3回ばかり質問をしたわけですけども、最近、河川敷を散歩、ジョギングする方々も増えています。しかしながら、市瀬の河川公園から上流、北部ですね、休憩するところもトイレもないんですよ。我々、団塊の世代がもう高齢者に入ってきました。健康づくりについては、やはり歩くことが一番だと聞いております。健康づくりの拠点として、また、地域づくりの一環として、是非つくるべきだと思います。

以前の質問で町長は、町民の皆様が快適で豊かな生活を送られるための支援ということで、 今後しっかりと考えていかなければならないと、いい答えを出してもらっております。という ことで、もうそろそろ前向きに考えておられるんじゃないかなと思うんですけれども、県、国 の予算の動向を見ながら、是非取り組んでいただければと思うんですけど、町長、どうでしょ うか。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長、明確にお願いします。 町長。

町 長(古庄 剛 君)

明確にっていうとが出しきらんですけど、佐々川は我々も、町のシンボル的な河川であるということで、今後まちづくりを考える上でも外すことができない場所でございます。

町民の皆さんの健康づくりの憩いの場ということで、北部に河川公園をというお話でございますけど、前回答弁させていただいたとおり、休憩所やトイレを含めた河川公園の整備というのは、今、国と県の補助金があればいいわけでございますけど、該当する事案がないということで、状況は変わっていないわけでございまして、現在のところ、県も憩いの場所をつくるという計画はないということでお聞きしておりまして、やはり引き続き、国、県の動向を注視しながら、補助事業を活用できるような状況があればいいわけでございますけど、現状、単独で休憩所、トイレとか河川公園の整備というのはなかなか難しいのではないかと思っておりますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

8番。

8 番(橋本 義雄 君)

国、県の動向を見ながらということで、もうそれをもう忘れんごと思っとってください。 それと、やっぱり高齢者になれば、そう遠くはいけないんですよね。しかしながら、近くで ちょっと歩いてみようかというようなことで、佐々川の自然の中で健康づくりができたら一番 いいことじゃないかなと思います。

休憩するところといっても、ちょっとした休憩するところとトイレがあればいいんですよ。 そんなでっかくしなくても。そして、できたら花見ができる桜が何本かあればいいと思います し、そこで散歩者同士が、交流が深まれば地域の活動につながっていきますので、そういうこ とを念頭に置いて、町長も、大体もうこれはずっと上から下までできてきとるんですから、北 部だけ残っとるけんが、町長はこの仕事をするのが町長の仕事じゃないかなって思っておりま すので、そういうふうに思っとってください。

これは北部、市瀬北部、さざんか、神田町内会のたっての要望であります。よろしくお願いします。

続きまして、佐々川沿いの舗装についてでありますが、佐々橋から古川橋の間の舗装ができ

ています。しかしながら、古川橋まであと150mが残っているわけですよね。なぜ一緒にできなかったのかなということで思っておりますが、この先はいつできるのか、また上流の神田市瀬橋から正興寺橋の川沿いの舗装はいつできるのか、お伺いしたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長(山村 輝明 君)

議員御質問の佐々川沿いの道路舗装につきましては、令和2年度の県要望から、二級河川 佐々川整備に管理用道路の舗装を含めて、県のほうに要望をしているところでございます。そ の結果、本年度、佐々橋から新佐々橋の左岸側管理用道路の舗装を実施していただいたところ でございます。

県に要望している二級河川整備は、伐採を含めた要望となっており、御質問の舗装につきましては、令和6年度以降に計画はされておりますけれども、実施年度についてはちょっと未定ということで、県のほうから回答していただいたところでございます。

今後も順次、計画的に事業を実施いただくよう、引き続き県のほうに要望を行っていってい きますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

8番。

8 番(橋本 義雄 君)

あそこの150mばかり残っている間が、ちゃんと管理されて草をもう刈っておられれば、そこを通って舗装したところに行くんですけども、何せそこが草ボウボウになったら、なかなか向こうに歩いていく人が少なくなるんじゃないかということで、早めに舗装のお願いをしたらどうかと。あと150mです。そういうことでお願いをしておきます。

きょう佐々の、佐々川の河口から佐々川の上流、一番上流まで、いろんな質問をしましたが、 やはりこの佐々川を中心としたまちづくりについては、今言ったとおりでありまして、なかな か予算的にも厳しいかもしれませんが、そういったチャンスをちゃんと活かして、住民の健康 のために、できたらつくってもらいたい。小中学校、高校、それからそういったウォーキング のですね、もうすばらしい自然環境の下でできるんですから、そういうことでお願いをして、 私の質問を終わります。

議 長(淡田 邦夫 君)

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。 15時まで暫時休憩といたします。

(14時54分 休憩) (15時00分 再開)

— 日程第8 議案第5号 決算審査特別委員会の設置について —

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、発議第5号 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

— 令和5年9月 第3回佐々町議会定例会(1日目) R5.9.19 —

事務局長に朗読させます。 議会事務局長。

議会事務局長(荒木 洋介 君)

(発議第5号 朗読)

議 長(淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。 9番。

9 番(須藤 敏規 君)

決算審査、令和4年度の決算審査にあたっては、9月7日と11日の2回にわたって、全員協議会の中で、正副委員長を含め、議長のほうから誰誰ということで承諾を受けましたということで了解しとったですが、その後、何かこれが変更になるような話が飛び交っとるんですが、当時の全員協議会の議事録に、そごはないでしょうね。なければ結構なんですけど、その点について議長にお伺いします。

議 長(淡田 邦夫 君)

今から、後で、会議室で決算審査委員会を行うわけでございますけれども、あくまで、私、 全員協議会で言いましたとおり、総務厚生委員長を委員長、それから副委員長ということで、 産業建設文教委員会の委員長ということで、そういうふうに思って進めたいということで思っ ております。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし。」の声あり)

ないようです。質疑を終わります。 これから討論を行います。 暫時休憩します。

(15時04分 休憩) (15時11分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、皆さん方、お諮りします。いろいろと問題になっておりますけれども、特別委員会 を開いて、そこの中で話していきたいということを思っております。

お諮りします。発議第5号決算審査特別委員会、設置については、原案のとおり可決するということで異議ありませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。 よって、決算審査特別委員会を設置。委員は9名です。 しばらく休憩といたします。

(15時11分 休憩)

(15時12分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、佐々町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りいたしま した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

以上で、日程第8、発議第5号 決算審査特別委員会の設置についてを終わります。 暫時休憩といたします。

(15時13分 休憩)

(15時59分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会がちょっと、時間がかかっておりますので、本会議を延長してやりたい ということを思っております。

皆さんにお諮りします。時間延長することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、時間延長させていただきます。 暫時休憩といたします。

(15時59分 休憩)

(16時37分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、先ほど設置が決定いたしました決算審査特別委員会を開催し、お手元に配付していますように、委員長と副委員長が互選されて決定しておりますので御報告いたします。委員長に永田総務厚生委員長、副委員長に長谷川産業建設文教委員長ということで決定いたしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はどうもお疲れ様でした。

(16時38分 散会)